

第3回松本市教育振興基本計画策定委員会

日 時：令和3年4月28日（水）

午後3時から午後5時

会 場：松本市勤労者福祉センター
2－2会議室

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 委員及び事務局紹介

4 会議事項

- (1) 松本市教育大綱・松本市教育振興基本計画・松本市基本構想2030について
- (2) 第3次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題について
基本施策2 生涯学習の推進 ～ 基本施策6 教育委員会の機能の充実

5 その他

6 閉 会

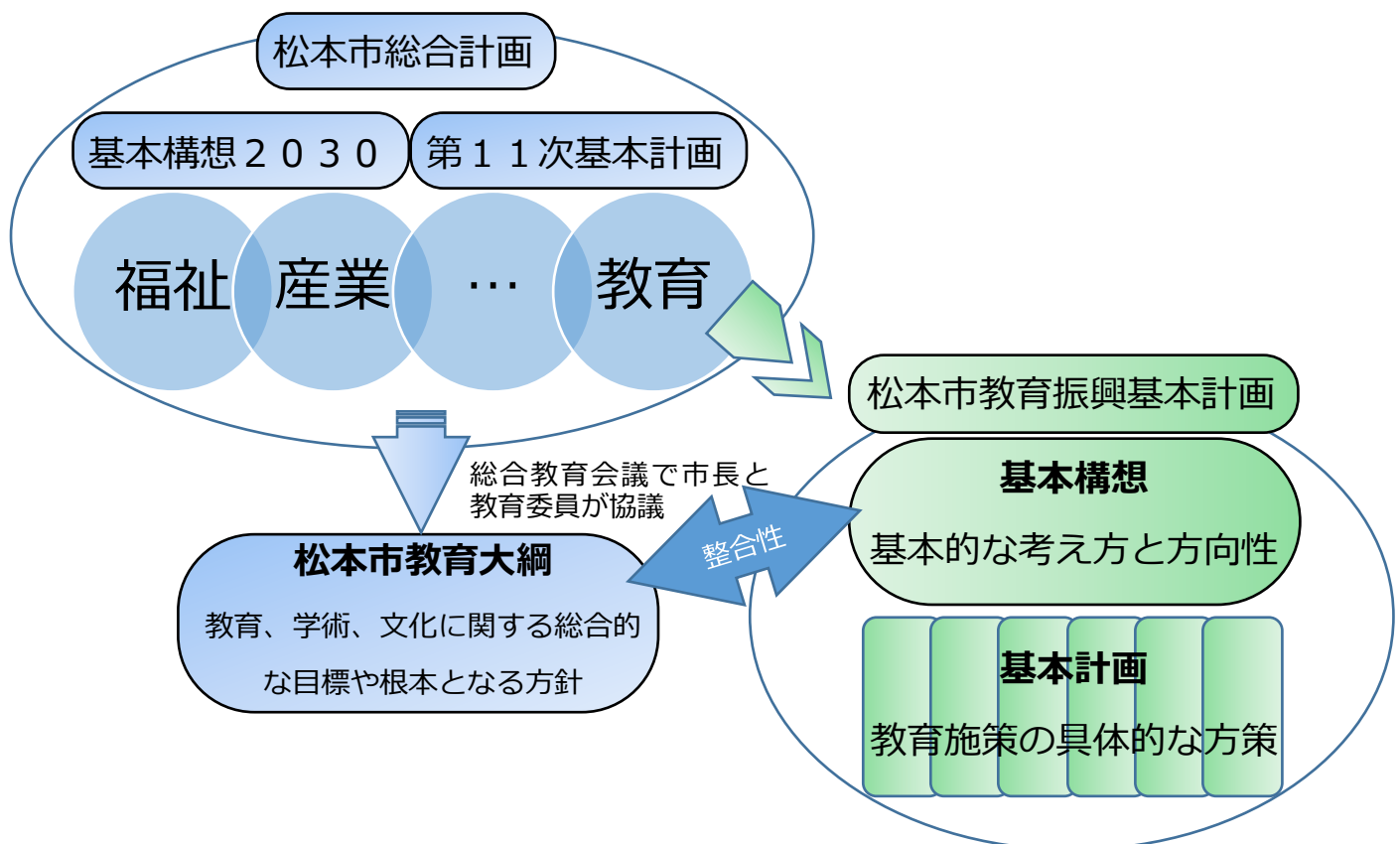
松本市教育大綱と松本市教育振興基本計画の策定について

1 教育大綱と教育振興基本計画策定の根拠について

区分	教育大綱	教育振興基本計画
法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3※	教育基本法 第17条第2項
策定主体	地方公共団体の長 (策定にあたっては総合教育会議において協議するものとする。)	地方公共団体
策定方法	国の教育振興基本計画（ <u>基本的な方針</u> ）を参酌し、その地域の実情に応じ策定する。	国の教育振興基本計画（ <u>基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について</u> ）を参酌し、その地域の実情に応じて策定する。
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の <u>大綱を定める</u> 。	地方公共団体の教育の振興のための施策に関する <u>基本的な計画を定めるよう努めなければならない</u> 。

※：平成26年6月の改正により首長による総合教育会議の設置と、教育大綱の制定が法定化

2 計画の体系図



3 第2次松本市教育振興基本計画の位置付け

本市では、平成23年度に松本市教育振興基本計画（及び基本構想）（平成24年度～平成28年度）を策定していたことから、平成27年度の総合教育会議において、松本市教育振興基本計画（及び基本構想）を松本市教育大綱に位置付けました。

平成29年度に第2次松本市教育振興基本計画を策定した際も同様に、平成29年度の総合教育会議において第2次松本市教育振興基本計画を松本市教育大綱に位置付けています。

4 次期教育大綱について

本市では、現在、次期総合計画（基本構想2030、第11次基本計画）の策定を進めていることから、それに合わせ教育大綱を策定するものです。

5 今後の予定

R3. 5. 27 第1回総合教育会議

市長と教育委員が教育大綱について協議

6. 21 第3回教育振興基本計画策定委員会

市長と教育振興基本計画策定委員が意見交換

7. 予定 第2回総合教育会議

市長と教育委員による協議により、教育大綱を策定予定

教育大綱を教育振興基本計画の基本構想と位置付ける

その他スケジュールは別紙第3次教育振興基本計画の策定スケジュール（案）参照

第3次教育振興基本計画の策定スケジュール（案）

		R 2 年度					R 3 年度											
		10月から11月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
松本市基本構想 2 0 3 0					2月定例会議決													
第 1 1 次基本計画		庁内検討					議会協議・パプコメ・最終案検討											
第 3 次松本市 教育振興基本計画		アンケート調査	ヒアリング調査	基本構想案の作成					基本計画案の作成					パプコメ	確定版作成			冊子印刷
総合教育会議								教育大綱について意見交換 （予定）		教育大綱について協議 （策定予定）								
市民会議	策定委員会 （13名）				・委員の委嘱 ・第3次計画の概要について ・アンケート調査について	・第3次計画に向けた重点課題について①	・第3次計画策定に向けた重点課題について②		・基本構想案について① （大綱案を受けて）	・基本構想案について② ・第3次松本市教育振興基本計画の体系・骨子案について	・基本計画素案について	・基本計画案について						
教育委員会				・策定委員の委嘱について		・アンケート調査の結果について（中間報告）		・アンケート及びヒアリング調査結果について（報告）		・基本構想案について			・基本計画案協議 ・パブリックコメントの実施について		・パブリックコメントの結果報告 ・修正案協議	・計画決定		

第3回松本市教育振興 基本計画策定委員会
3. 4. 28
松本市総合戦略室

松本市総合計画及び教育大綱の今後の進め方について

1 趣旨

松本市総合計画及び教育大綱の策定に向けた今後の進め方について、報告するものです。

2 松本市総合計画の検討状況

(1) 総合計画の概要

ア 総合計画とは

- ・市が策定する全計画の基本となる最上位計画
- ・まちづくりの基本目標を定めた市政運営の指針となる計画

イ 計画の構成

- ・基本構想2030 … 基本目標（令和3～令和12年度の10年間）
- ・第11次基本計画 … 政策の方向性（令和3～令和7年度の5年間）
- ・実施計画 … 事務事業の実行計画（毎年度見直し）

(2) 経過

- 元. 9. 24 庁議（兼第1回松本市総合計画策定庁内委員会）で松本市総合計画の策定について協議し、了承
- 11～ 市民意識調査の実施やワークショップを開催
- 2 7. 9 「松本市基本構想2030市民会議」（以下、「市民会議」という。）を設置し、第1回会議を開催（以後、計5回開催）
3. 3. 19 2月定例会で松本市基本構想を議決

(3) 総合計画の内容

ア 新たな総合計画の体系等

- (ア) 市民主体の計画策定を具現化するため、基本構想2030は、市民会議の原案（コンセプト）をもとに、行政としての視点等を加えてとりまとめました
- (イ) 50年、100年先を見据え、この10年で「何のために、何をするのか」に主眼を置き、固定概念にとらわれることなく、社会状況の変化等に柔軟に対応できるような計画とします。
- (ウ) 人口減少社会においても持続可能な、松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会を実現するため、市民や行政の行動目標となるような計画とします。
- (エ) 市民や行政の具体的な行動を通して、一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちを目指します。

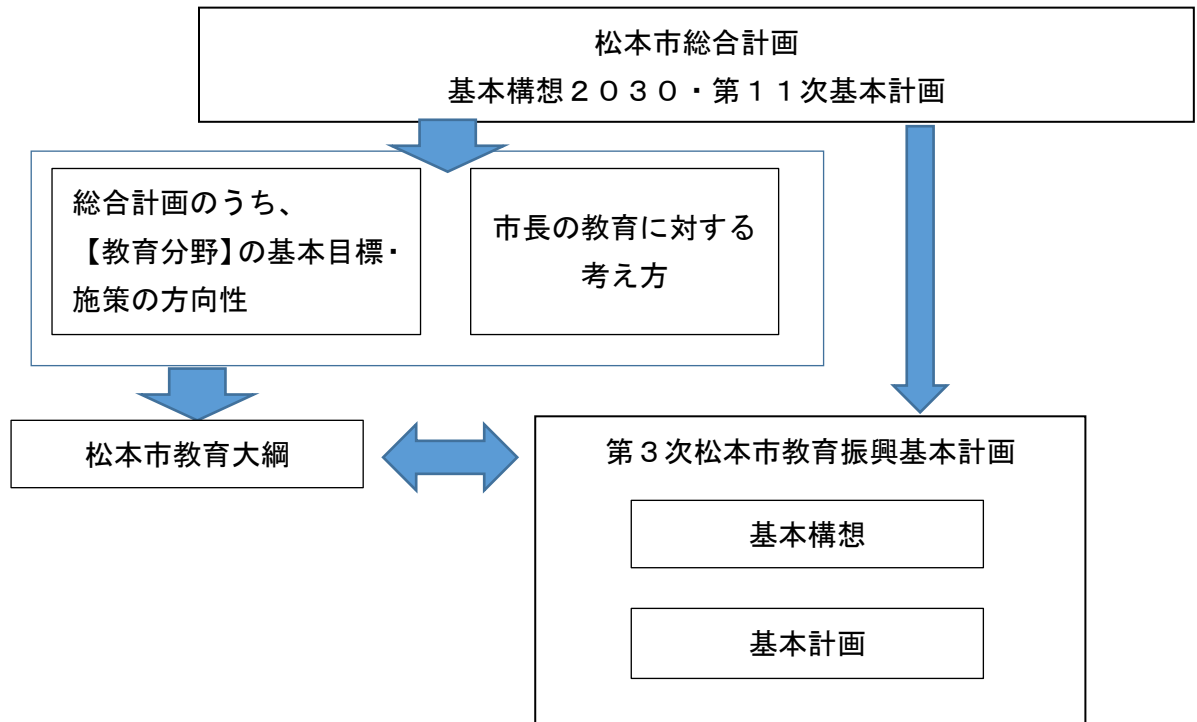
イ 計画の全体イメージ

別紙のとおり

3 教育大綱の策定について

松本市総合計画における教育分野の施策との整合性を図り、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定により、総合教育会議での協議の上、市長が策定します。

図 策定イメージ



基本理念の実現に向け、市民と行政が共に取り組む5つの行動目標

キャッチフレーズ

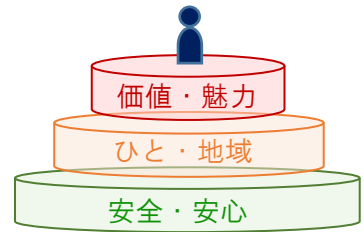
豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

基本理念

岳： 自然豊かな環境に感謝し
楽： 文化・芸術を楽しむ
学： 共に生涯学び続ける ことにより
三ガク都に象徴される松本らしさを
「シンカ」（進化・深化）させる

改めて「人」を中心とした
まちづくりのあり方を考える

第1 1次基本計画



重点戦略

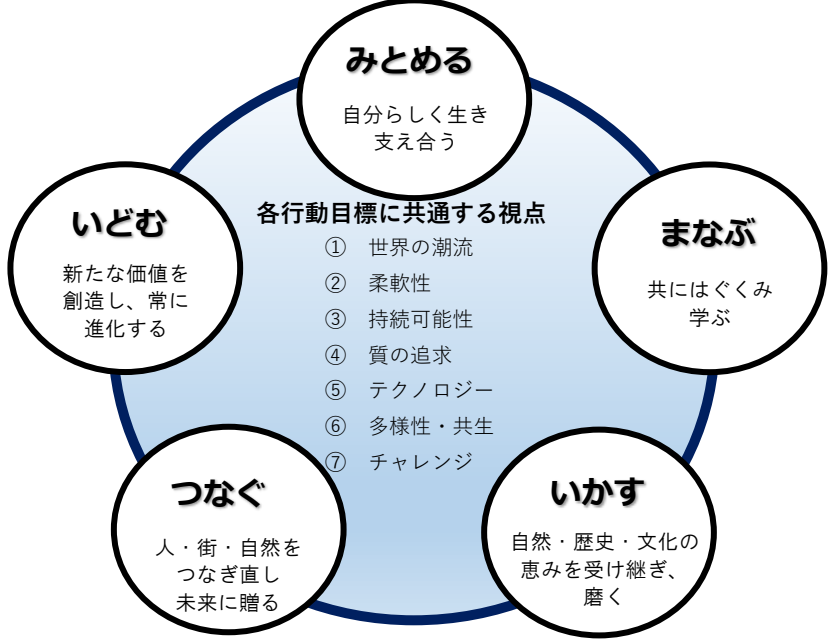
重点戦略①
ゼロカーボン

重点戦略②
DX・デジタル化

基本施策

5年間で推進する具体的な取組み 分野数7・基本施策数約50

分野	住民自治 共生	危機管理 都市基盤	健康福祉	こども 若者 教育	環境 エネルギー	産業振興	文化 観光
施策	・多文化共生・国際交流 ・ジェンダー平等 ・人権・平和 ・移住・定住 ・地域福祉活動 ・防災 ・地域づくり	・上下水道 ・緑化・公園 ・土地利用・景観 ・広域交通網 ・道路 ・自転車利用環境 ・公共交通 ・中心市街地のまちづくり ・危機管理	・生活福祉 ・高齢者福祉 ・障害者福祉 ・医療体制 ・保健衛生 ・健康づくり	・生涯学習 ・食育 ・若者施策 ・子ども福祉 ・子どもの権利 ・学校教育 ・子育て ・産・育・子育て	・木材利用 ・森林・生物多様性 ・水・大気 ・廃棄物対策 ・脱炭素	・新産業 ・農産物ブランド化 ・農業 ・労働・雇用 ・工業 ・中心市街地活性化 ・商業	・山岳観光 ・観光 ・スポーツ ・文化財・松本城 ・文化芸術



施策推進のエンジン

市民の具体的な行動
（アクション）を支える

市民の行動

目指すまちの姿

松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会

一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち

まちづくり（行政の行動）

政策の方向性

人を中心としたまちの「シンカ」

**まちの豊かさになる
「価値・魅力」のシンカ**
新たな価値や魅力を創出するために、ひとや地域のポテンシャルを最大限にいかしたまちをつくる。

**まちの主役になる
「ひと・地域」のシンカ**
ひとや地域の新たなチャレンジを後押しするために、共に育み、支え、学び続けることのできるまちをつくる。

**まちの土台になる
「安全・安心」のシンカ**
安全・安心で健やかに暮らし続けるために、未来に続く、しなやかなまちをつくる。

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(1) 子どもの教育の充実	①子どもの権利の推進	・子どもの権利学習会の開催、子どもの権利の日市民フォーラム開催、子どもの権利学習パンフレットの活用、まつもと子どもスマイル運動 →子どもの権利アンケート結果では、高校生の認知度が低い。また、子どもの権利ウィークの創設に向けた検討が必要。 ・子どもの権利相談室「こころの鈴」運営事業、まちかど保健室運営事業、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」設置・運営事業 →相談室の環境整備と相談員の質向上 - 施設の老朽化と狭隘化 ・いじめ防止対策 - 松本市いじめ問題対策調査委員会で対策を効果的に推進 - 定期的にいじめ・体罰等調査アンケートを実施 - 新型コロナウイルス感染症に起因するいじめを防ぐ学習指導案作成 →いじめの原因に、SNS やスマホに係る事案が多い。これらは学校外で起きていることが多く、直接的な支援が難しい。啓発と、より相談しやすい体制づくりが必要。 ・不登校児童生徒対策 - 学校訪問、教育相談、中間教室 - 学校 ICT、民間施設、民間 ICT 事業者が不登校児童生徒を支援するためのガイドラインを策定 →ICT や民間施設を活用した各ガイドラインの活用が少ないため、活用促進が必要 ・子どもの居場所として食事提供、生活相談や学習支援を実施している地域住民や民間団体へ、運営交付金等交付 - 要保護・準要保護児童生徒就学援助 - 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、新入学学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、学用品費等の援助を行うもの。 →各小学校区に 1 カ所以上の開設を目標とするが、現時点での実施地域に偏りがある。 - 感染症流行時には、継続性を重視し弾力的に対応できるようにしたが、開催件数は減少した。 ・子ども交流事業、まつもと子ども未来委員会 →小学校で約 1 2 %、中学校で約 1 6 %の実績 ・放課後こども教室 - 保護者の就労の有無に関わらず全ての小学生を対象に、放課後における多様な体験・活動を行う機会を提供することを目的に、小学校の余裕教室等で実施。 →運営スタッフの確保ができず、2 校で休止。現在は 4 小学校区で実施。 - 国の方針では、全小学校区へ設置することとしているが、運営スタッフ、実施場所、運営費用の確保が課題。 ・松本版コミュニティスクール事業 - コミュニティスクール事業と学校サポート事業を統合 - 各校の運営委員会実施支援と支援体制整備 - 地域住民がどのような子どもたちを育てたいか熟議、公民館が学校と地域を結ぶコーディネーター役を担う →新しい生活様式に沿った、地域との交流の方向について検討が必要。 - 子どもの生活環境の変化や地域とのつながりの希薄さが進行 - 学校と家庭、地域が一体となり地域の特色を生かしながら子どもを見守り育てていく仕組みづくりが一層求められている。 - 一部住民によるボランティアにとどまっている側面がある。 - 職員の人事異動や役員交代による、事業の継続や人間関係のリセット。	【一般アンケート】 ・松本市子どもの権利に関する条例を知っているかの問いについて「全く知らない」の割合が 46.9%と最も高く、次いで「内容はわからないが聞いたことはある」の割合が 43.2%となっている。年代別でみると、他に比べ、4 0 歳代で「内容まで知っている」の割合が高く、また、3 0 歳代で「全く知らない」の割合が高くなっている。 【教職員・保育士・幼稚園教諭アンケート】 ・松本市教育の「今後の重要度」について、『いじめの防止・対応』では“重要”の割合が高く、8 割を超えている。 【ヒアリング調査】 ・教育委員会とこども部を横断的にやっていくべきだ。そのためにも、子どもの権利を踏まえた子どもたちの教育推進をしていくべきだ。 ・子ども条例を具現化する活動として「子ども未来委員会」で子どもたちに意見を聞く体制があり、条例をつくっただけではなく、実際に動いているので、それを主に推進していく必要がある。 ・松本市が子どもの放課後の居場所としてどう考えているかを教えてほしい。これからは児童館・児童センターと一緒に考えてほしい。 ・社会が常に変わっていくというということを子どものたちの教育で重要視してほしい。	・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実や、SNS 等を活用した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備や、いわゆるスクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備などの取組を引き続き進めていくことが必要である。 ・児童生徒が主体となった自己有用感や社会性を高める活動の促進、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景等の困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防の取組の推進等を図ることが重要である。 ・不登校を減らすためには、学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となり、いじめや暴力行為、体罰等を許さず、学習指導の充実により学習内容を実実に身に付けることができるなど、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力あるものとなる必要がある。また、現に不登校となっている児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより、学習環境の確保を図ることも必要である。 ・学校いじめ防止基本方針の実効化やいじめ等の状況に関するデータの活用の促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応の徹底や研修などの支援策を講じるとともに、更に効果的な対策を講じるための調査研究を進めていくことが必要である。	◆子どもから大人まですべてのライフステージに対して、「松本市子どもの権利に関する条例」を周知していくことが必要です。 ◆困難を抱える子どもが相談しやすい環境づくりとともに、子どもの自己有用感や社会性を高める活動の促進をしていくことが必要です。 ◆いじめ防止対策や不登校児童生徒対策を通じて、子どもの権利侵害に対する相談・救済体制の充実を図ってきました。SNS やスマホなどの利用により、問題が潜在化してしまう傾向があるため家族や地域との連携による対策を図る必要があります。 ◆子ども自らが参加・参画できる環境作りを進めてきたものの、新型コロナウイルスにより、地域との交流が確保しづらくなっていることから、学校資源と地域資源の有効活用による新しい生活様式に沿った地域との交流の方向を検討していくことが必要です。 【第二回策定委員会意見】 ・権利条例について、当初できた時はチラシ配り、学校での説明がありました。毎年やっていかないと風化してしまう。 ・いじめが学校内で起きているが、いじめが SNS でわからない部分がすごく多いことから、地域との連携という対策をとる必要があると言いますが、これだけではわかりにくいので、もう少し掘り下げてほしい。 ・SNS の問題を顕在化させる方法として、コミュニティスクールなどの交流会などで、いろいろなアンテナを張って情報を入手することに期待したい。対策として、学校が家族と連携する、学校が地域と連携する他に家庭も地域と連携したほうがよい。 ・自己有用感や社会性を高めるというのは結果論であって目的ではないので、他に何が影響してここに影響が出ているのかという風に考えるものです。 ・自己有用感や社会性ということは、何かいろいろな策を考えていく時の結果として使っていく指標とする。 ・不登校も同様です。子どものメンタルヘルスを維持し健康な精神状態を保つために必要なことって何だろうということを考えていく必要がある。 ・権利について、人権意識とか権利の意識を高めるためにパンフレットを配るとかは違って、今どういう権利侵害が起こっているのか、どう改善していったか、というところに初めて人権意識が立ち上がってくる。 ・困難を抱える子どもたちが相談しやすい環境づくりについて、子どもたちやその家庭から何かを相談する、当事者自身が手を伸ばすというのは難しい。 ・いかに周りの環境がそのような困難を抱える子どもたちにアクセスを積極的にできる環境を作っていくかという事の方が環境づくりよりも大切。 ・権利について、認める、聞く、あと排除しないこれを大前提にして大切にしていこうという姿勢を示していくことが一番大事。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(1) 子どもの教育の充実	②子育て・幼児教育の充実	・妊娠期から子育て期の子育て支援事業を実施（妊産婦健診・妊産婦、新生児訪問・産後ケア事業・育児ママヘルプ事業・どんぐり教室・育児学級・乳幼児健診等） →少子化、核家族化が増加。保護者が孤立しない対応が必要。 対象者が、支援内容を理解し、必要な支援を受けられるようにする周知の検討。 ・子ども子育て安心ルーム 妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない、寄り添った子育て支援を目的に、相談業務や関係機関と連携実施。市内4カ所のこどもプラザに設置し、子育てコンシェルジュ、母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュ等職員配置 →子ども子育て安心ルーム（松本版ネウボラ）の充実に向けて、35地区へ相談窓口を設置及び相談における体制づくりを関係部局と進めていく必要がある。 ・各地区公民館で、育児教室等を開催 地区の託児ボランティアによる託児サービスを行う公民館もあり。 地区の子育てサークルや民協、福祉ひろば等と共催 →親子のふれあい、地域住民の交流を通して子どもの成長を実感できる機会を作れている。 ・小児（救急）医療にかかる子育て支援講座開催 →受講者アンケートは、おおむね好評。手法について検討していく。 ・公立保育園・幼稚園の運営管理 私立の保育園・幼稚園への指導、助成 特別保育の充実 →待機児童解消に向けて、保育士の確保策や保育環境の整備等を継続的に進める必要 ・第2次学都松本子ども読書活動推進計画を策定し、「森の文庫」「おひさま文庫」開設やセカンドブック事業を開始 ・幼児・保護者を対象とした交通安全教室、及び保育士等を対象にした交通安全教育等実施。 県、警察、交通安全協会などの関係団体と協働し、送迎の保護者に対してチャイルドシート着用に係る啓発活動実施。 →少子高齢化が進む中、共働き世帯やひとり親、核家族化など、生活環境や価値観の多様化に伴い、子どもを取り巻く環境も複雑となり、乳幼児の段階から子育て支援・教育の役割が高まっている。 また、子どもだけではなく保護者などの規範意識の向上も重要であることから、子どもの成長過程に応じた安全教育の質を向上・維持するとともに、地域における交流の場を活用するなど、各専門員と連携しながら取り組んでいくことが重要。	【幼稚園・保育園・養護学校保護者アンケート】 ・家庭での教育力向上にどのような取り組みが必要かについて、「子どもと保護者が一緒に体験できる機会の充実」の割合が25.9%と最も高く、次いで「大人が自ら見本となる意識の向上」の割合が23.0%、「子どもへの教育方法や心構えを学ぶ機会の設定」の割合が20.6%となっている。 ・子どもの教育について、関心のあることは「主体的に学ぶ力」の割合が32.5%と最も高く、次いで「子どもの道徳心や規範意識」の割合が17.7%、「子どもの基礎学力」の割合が13.2%となっている ・松本市の教育の現在の状況について、『ICTを活用した学び』で“十分と感じない”の割合が高く、4割を超えている。また、『異年齢、異学年集団での多様な学び』『読書活動』『健康と体力の向上』『防災教育』でた“十分と感じる”の割合が高く、約3割となっている。今後の重要度については『英語教育』『健康と体力の向上』『いじめの防止・対応』では“重要”の割合が高く、8割を超えている。 ・子どもの教育に関して課題について「いじめ問題」の割合が51.0%と最も高く、次いで「基本的な生活習慣の乱れ」の割合が34.2%、「家庭環境等による教育格差」の割合が30.0%となっている。 ・家庭での教育力向上にどのような取り組みが必要だと思うかについて「子どもと保護者が一緒に体験できる機会の充実」の割合が25.9%と最も高く、次いで「大人が自ら見本となる意識の向上」の割合が23.0%、「子どもへの教育方法や心構えを学ぶ機会の設定」の割合が20.6%となっている。	・幼児期は直接的・具体的な体験が重要であることを踏まえ、ICT等の特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的・具体的な体験を更に豊かにするための工夫をしながら活用するとともに、幼児教育施設における業務のICT化の推進等により、教職員の事務負担の軽減を図ることが重要である。 ・家庭教育の担い手である保護者の学びを支援するためには、幼児教育施設における相談体制の整備に加え、公民館等の地域の多様な場において、子育て経験者等による保護者向けの講座や親子で参加できる行事・プログラム、子育てに悩みや不安を抱える保護者への訪問相談の実施など、地域における家庭教育支援を充実することが必要である。 ・幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼稚園教育要領等に基づき、各園の創意工夫を生かした質の高い教育の実践が求められている。 ・幼児期から小学校への教育的なつながりを確保するためには、園長・校長のリーダーシップの下、幼児と児童の交流だけでなく、幼児教育施設と小学校の教職員が、両者の教育について理解を深め、また、両者が抱える教育上の課題を共有しておくことが重要であり、幼児教育施設と小学校の教職員の合同研修等の継続的な実施や、人事交流、相互の派遣研修等の推進が必要である。 ・急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、幼児の生活体験が不足しているといった課題も見られる。	◆待機児童対策により、教育・保育内容の質と量の維持や向上を図ってきたものの、保育士の確保や保育環境の整備等を継続的に進めていく必要があります。また各園の創意工夫を生かし、質の高い教育を実践していくことが必要です。 ◆保護者支援として、子ども子育て安心ルームなどを通じて、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない、寄り添った子育て支援を行ってきました。アンケート調査においても子どもと大人と一緒に体験できる機会を充実させて欲しいという声があることから、子どもを安心して預ける場所だけではなく保護者の学びを支援する場所として整備をしていくことが必要です。 ◆子育て親子と地域の繋がりとして、各地公民館で育児教室等を開催し、親子のふれあい、地域住民の交流を通して成長を実感できる機会を作れています。国において、幼児の生活体験不足を課題として挙げていることを背景として、国による集団活動を通して、家族や地域では体験し難い経験を積んでいくことが必要です。 【第二回策定委員会意見】 ・基準をもっと明確に、市としてこのような保育がよいと言う質をある程度担保して、それを各私立公立含めてやっていく必要がある。 ・子育ての専門家である保育コンシェルジュを保育課の窓口常駐させてはどうか。 ・切れ目ない支援のために、ICT化、DX化を進めていく中で、子育てサポート、一時保育、病後児保育などの登録業務の一元化をして欲しい。 ・職員への研修の機会は増加しているが、二極化が始まっていて先進的な取り組みをしているところと旧態依然のところと全く無関心のところがある現状。 ・市としてどのような保育を望ましいものとして考えるのかというグランドデザインがあって、廃園や補助金の減額など選別が可能だが、現状松本市にはない。 ・保護者支援について、子どもに何かあった時にどうしようというのは、多く載っているが、保護者が倒れた場合に、どうしようとか、そういうことの説明をどうしたらいいのかというのが今、隙間部分になっている。 ・幼児期から生まれてしまう格差への対応、日本由来ではない、外国由来の子どもたちに対する支援について入れて欲しい。外国由来の家庭では、家庭とのやりとりがうまくいかず、子どもが家庭と学校との隙間に落ちてしまうということへの配慮が必要。 ・外国籍やマイノリティーの方のためのマニュアルがないので、保育園の先生方も困っているので、支援するツールや仕組みをつくる必要がある。 （例：発達障害のグレーゾーンの子どもの保護者支援用のアプリを開発、普及） ・すべての人たちを取り残さないためには、幼児期のマイノリティー的な立場の子どもを持つ親への支援が重要。 ・赤ちゃん訪問を松本市はずっと行っているが、全家庭への訪問を1回で終わらずに、増やしていくような制度を長く続けていただきたい。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
（１）子どもの教育の充実	③学校教育の充実	・学校教育情報化推進事業 G I G Aスクール構想により、集中的に ICT 環境を整備し、1 人 1 台端末を実現。併せて貸出可能なモバイル Wi-Fi ルーターや遠隔（オンライン）学習配信用のカメラ・マイクも整備して、個別最適化に向けた教育環境を整備。 →教員の ICT 活用能力の向上 ・学力向上推進教員配置 A L T 配置 教職員研修 幼保連携推進 ICT 活用 →新学習指導要領の完全実施により小学校 5，6 年生の外国語活動が教科化。 中核市移行に伴い、松本市の課題に即した研修や、松本らしさを生かした研修が必要。 年長児や保護者の小学校入学への不安感や小学校入学後の生活のギャップの軽減のため、今後も一層の連携を進める必要。 ICT を日常的に活用するための研修。 ・新科学館の基本構想及び基本計画の策定 市内の公立小中学校を対象に実施する教文学習 →自然科学のみならず、新しい時代に求められる能力（新たなモノや価値を生み出す力＝未来を創造する力）を育成するための視点が必要。 教文学習は、教育文化センターでしか実施することができない体験的な学びを実現するため、学習内容の検討が必要。 ・まつもとっ子元気アップ事業（小中学校への出前講座、おたより配布、地域での親子体力向上事業を実施） 「体力向上プラン 2 0 2 0」作成。 「体力向上講座」実施。 松本山雅による小学校体育授業を実施。 まつもと元気アップ体操 →新型コロナウイルス感染拡大により学校出前講座及び地域での親子体力向上事業は実施回数が減少。 新型コロナウイルスの影響で、児童生徒の体力低下。体力向上のため各学校での取り組み支援が必要 ・学校司書が P T A 雇用から市直接雇用に、これを機に松本市図書館・学校図書館連携事業を開始。 「第 2 次学都松本子ども読書活動推進計画」策定 小中学校向けに貸出点数を拡大 中高生への読書活動に関する働きかけについて検討 →「サードブック事業」の実施にあたっては、読書の概念を広く捉え、デジタル化などの外部環境を意識することが重要。 子どもの読書習慣の定着を進めるため、学校司書との更なる連携強化が課題。 ・広島平和記念式典参加事業、参加者の感想をまとめた「ひろしまレポート」発行、平和祈念式典での発表も実施。 小中学生平和ポスター展 親子平和教室 →戦争経験者の減少が進む中、戦争の史実を風化させることなく後世に伝えていく取り組みが必要。 参加した子ども達が、成長を重ねると同時に、平和への取り組みに主体的、継続的に関わることができる土壌づくりや人材育成が必要。 行事へ参加、展示で終わりではなく、継続的な周知（H P への掲載）や、授業等での平和ポスターの活用について、学校との連携をより深める必要。 参加者が少ない事業は、学校や地域づくりセンター、公民館との一層の連携が必要。	【小学生・中学生保護者】 ・お子さんが通っている学校等に対して何を望むかについて「授業を充実してほしい」の割合が 50.8%と最も高く、次いで「学校等での出来事など情報を提供してほしい」の割合が 21.5%となっている ・子どもの教育について、あなたが関心のあることについて「主体的に学ぶ力」の割合が 34.9%と最も高く、次いで「子どもの基礎学力」の割合が 21.6%、「子どもの道徳心や規範意識」の割合が 15.2%となっている。 ・家庭での教育力向上にどのような取り組みが必要だと思うかについて「大人が自ら見本となる意識の向上」の割合が 23.7%と最も高く、次いで「子どもへの教育方法や心構えを学ぶ機会の設定」の割合が 23.2%、「子どもと保護者が一緒に体験できる機会の充実」の割合が 18.3%となっている。 【教職員・保育士・幼稚園教諭アンケート】 ・松本市教育の「今後の重要度」について、『I C T を活用した学び』『メディア・リテラシー教育』『障がいのある子どもへの支援』では“重要”の割合が高く、8 割を超えている。 ・学校教育等で特に子どもたちに学んでほしいことについて、「自ら学び、考え、主体的に行動する力」の割合が 52.8%と最も高く、次いで「人間関係を築くコミュニケーション力」の割合が 50.8%、「命の大切さ、思いやりの心」の割合が 40.9%となっている。 ・子どもの教育に関しての課題について「基本的な生活習慣の乱れ」の割合が 55.7%と最も高く、次いで「家庭の教育力の低下」の割合が 48.3%、「家庭環境等による教育格差」の割合が 38.7%となっている。平成 28 年度調査と比較すると、「基本的な生活習慣の乱れ」「道徳心や規範意識等の低下」「家庭環境等による教育格差」の割合が減少している。 【一般調査アンケート】 ・家庭での教育力向上にどのような取り組みが必要だと思うかについて「大人が自ら見本となる意識の向上」の割合が 23.9%と最も高く、次いで「子どもへの教育方法や心構えを学ぶ機会の設定」の割合が 17.9%、「食事を通した家族だんらんの場の設定」の割合が 17.6%となっています。	・今般改訂された学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱で再整理しており、この資質・能力の 3 つの柱は知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。このため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の 3 つの柱をバランスよく育成することが必要である。新学習指導要領を着実に実施するに当たっては、GIGA スクール構想により整備される ICT 環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要である。 ・児童生徒が ICT を日常的に活用することにより、自らの学習を調整しながら学んでいくことができるようになるとともに、予想しなかったような形で児童生徒の可能性が引き出される可能性があることにも着目する必要がある。 ・新学習指導要領を着実に実施するに当たっては、GIGA スクール構想により整備される ICT 環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要である。 ・小学校低・中学年においては、安心して学べる居場所としての学級集団の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を反復練習もしながら確実に定着させるとともに、知識及び技能の習得や活用の喜び、充実感を味わう活動を充実することが重要である。資質・能力を確実に習得させるためには、個々の児童の状態をより丁寧に把握し、個別的な対応を行う「指導の個別化」が重要である。 ・障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。 ・学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、学校統合を行うか、学校を残しつつ	◆子どもたちの確かな学力や変化の激しい時代に生きる力を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた授業づくりを進めてきました。学校において児童生徒の学力の確実な定着に向け、新学習要領が目指す資質・能力を「知能及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について、バランスよく育成することが必要とされています。 ◆ICT を活用できる学習活動の充実を図ってきましたが、コロナウイルスにより、より一層の ICT 活用が求められる時代になってきました。アンケートから読み取れるように教育において ICT の重要性はとて高く、国としても必要不可欠なものとして扱われています。今後も ICT 活用の推進を行うとともに、教員の ICT 活用能力の向上を図ると共に教育を受ける子どもの個別最適化に向けた教育環境を整備する必要があります。 ◆まつもとっ子元気アップ事業を行い、子どもの体力向上を目指したが、コロナウイルスにより実施回数が減少し、児童生徒の体力低下、運動離れが課題となっています。体力向上の為、新しい生活様式に沿った各学校での取り組みを検討していくことが必要です。 ◆特別支援教育支援員の配置、教職員研修、「あるふきッズ支援事業」などを通して幼稚園・保育園・認定こども園から小学校・中学校への切れ目のない連携の充実を図ってきましたが、特別な支援が必要な児童生徒は年々増加してきていることから、医療的ケアを行う支援員の配置をはじめ、個別の支援を継続することが困難になりつつあります。障害のある子どもの学びの場の整備・連携強化をし、特別支援教育を担う教師の専門性向上を図り、関係機関との連携強化による切れ目のない支援の充実を目指す必要があります。 ◆学校の適正な規模や配置について検討し、人口動態を踏まえ、県が進める 3 0 人規模学級を実現しました。今後も児童生徒の教育環境をより良くするための検討が必要で ◆教職員の多忙化の解消や健康の保持増進のため様々な取り組みを推進してきました。子どもの資質・能力を確実に習得させるためには子どもと向き合う時間を確保し、個

(1) 子どもの教育の充実	③ 学校教育の充実	- 交通安全教育実施、市内各小学校４年生に「自転車運転免許証」交付 市内の各高校生に対する、「スクエアドストレイト自転車交通安全教室」 警察などと協働し、朝夕の通学時間帯に、中高生に向けた自転車ルール遵守を呼び掛ける啓発活動。 →高校生の自転車マナーに関する課題が多くまた、高校生の自転車が関係する交通事故も後を絶たない現状。 高校生に対する自転車ルール→マナー遵守に係る交通安全教育及び啓発活動は継続実施していくが、自転車のルール遵守意識を更に醸成するため、中学生に対する自転車に係る交通安全教育についても積極的に実施していく必要がある。 - 人権教育 いじめ防止対策 不登校児童生徒対策 特別支援教育推進事業 日本語を母語としない児童生徒支援 →多様な人権課題を踏まえた指導のあり方、指導法研究を進める必要がある。 いじめの認知に対する意識に学校間で格差がある。 支援が必要な児童生徒に支援の手が届くよう、周知、活用促進を図る必要がある。 特別な支援が必要な児童生徒は年々増加し、医療的ケアを行う支援員の配置をはじめ、個別の支援を継続することが困難になりつつある。人材確保、施策の検討が急務。 インクルーシブ教育の理念の下、障害の有無に関わらず全ての児童生徒が共に学ぶ学校を実現するためには更なる教職員の力量向上が求められている。 日本語を習得していない児童生徒が年々増加。年度途中の支援員配置にも柔軟に対応できるよう、人材の確保が必要。 - 長寿命化改良事業 少子化等に伴う児童・生徒数の減少を、国立社会保障・人口問題研究所データより算出し「松本市学校施設個別施設計画」を策定中。 →事業費の更なる縮減に向けた精査が必要。また、施設再配置計画との整合から、集約化や複合化に向けた検討も課題。人口動態を踏まえ、県が進める３０人規模学級を実現した。 - 特色ある学校づくりの研究 地域づくり部と連携して山間小規模校の今後のあり方について地域住民とともに意見交換 →少子化が進む一方で、不登校児童生徒や、複雑かつ多様な事情を抱える子どもは増加している。 地域と行政が協働して事業を進めていく体制づくりと合意形成のあり方 - 学校教育情報化推進事業 文部科学省が推進する統合型校務支援システムを導入し、校務の効率化と適正化を図り、教職員の事務負担を解消。 教職員のストレスチェック事業 メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、すべての教職員を対象に、ストレスチェックを実施。 →校務データが別々のシステム→データで管理されているため、同じ情報をその都度入力するなど非効率。効率化が必要 ストレスチェック回答率の向上 - 教職員の働き方改革 教員が子どもと向き合う時間を確保するため下記の施策を実施。 市費教員配置 学力向上推進教員、複式学級対応教員、自立支援教員、特別支援教育支援員、日本語教育支援員、不登校アドバイザー、中間教室適応指導員 校務支援システムの運用 留守番電話設置 学校閉庁日の拡大 スクールロイヤー配置 部活動指導員の配置 →部活動指導員は人材不足のため、希望校に配置できない現状。地域で部活動ができる環境整備、教員が休日指導できる兼業の仕組み等整備する必要がある。	【ヒアリング調査】 - 同化でなく、共生という視点をもってほしい。地域の方の意識を変えることは難しいが、色々な外国由来の子どもや親がいることを知ってもらっただけでもいい。 - ICT教育に関して、子ども目線の考え方やルールを定めなければいけない。 - 環境の変化についていけないといけない。その舵取を教育委員会にしっかりやってもらいたい。 - 不登校の子どもたちの学力をいつも登校している子どもたちと同じようなレベルに上げる教育をしてもらいたい。オンライン授業でも不登校の子どもたちを優先的に教育してもらいたい。 - 子ども日本語教育センターの業務は教育委員会からの委託なので、担える部分は小中学生のみ。子どもという枠組みを考えると０～18歳。トータルで支援できる体制ができればいいと思う。 - 発達障害などの専門的な知識や支援が必要。それについての研修が必要ではないか。 - 教育委員会やこども福祉課から支援が必要な家庭のお子さんがきているような場合は連携してケース会議を行い、情報交換をしているが、まだまだ不十分、もっと連携を深めないといけない。 - 保護者の中にも、家庭の中で相談できるところがなく、ひとりで悩まれている方がいる。その影響がお子さんの不安定さにでている - 高校でドロップアウトしている子に対して、やり直しのきく筋道があるといい。 - 生徒の少ない地域があることや、コロナ禍で学力の格差が顕在化している中で、ICTにより格差が更に加速している。今後も格差が起きないよう、その対策をしっかり考えていかないといけない。 - 今後、夜間中学など学び直し出来る環境も考えないといけないし、子どもたちに寄り添い一貫できる教育が必要。	小規模校の良さを生かした学校作りを行うかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断となる。その際、教育部局だけでなく、財政部局をはじめ公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。	別的な対応を行う「指導の個別化」重要で す。 【第二回策定委員会意見】 - ICTの活用について、個別化・効率化という観点だけではなく、教育の機会をいかに担保していくかという、形での生徒保護者への安心感を与えるという視点も必要。 - ICT化を進めると、先生の業務が莫大に増える側面があるので、子どもたちの力をつけていくってということが重要だが、先生の働き過ぎに繋がらないような観点も大事になってくる。 - 特別な支援が必要な児童生徒について、区別するのではなく一緒に生活をしていくことを、学校の現場でどのようにしていくかが大切。 - 適正な規模について、少子化により、クラスに１人しかいない学校をどうするか考えていく必要がある。 - 学校行くことを目的とするものではなく、その子自身が、自分で考えて自分で歩いていけることを目的としているという意味では、不登校について「対策」という言い方は適切ではない。 - ICTについて、不登校や外国由来の子どもたちに対しての学びにアクセスするため、学びを保証するためのツールとして活用していくところを考えて欲しい。 - 全国的に、外国由来の子どもたちが中卒や中学校退学、高校退学が多く、非行に走る場合が多いので、非行少年に対してどのような学び直しを保障していくのかということも、必要な観点と思う。 - 職員の負担増や教員不足の現状が危惧される中、生涯学習等で地域で学校を支えていくことやコミュニティスクールで支えていくなどの対策をしていかないと、教員の質がどんどん落ちていく気がする。 - 学級担任が全部、１人でやるということには限界がきている。ICTの使用や個別最適化と共同的孩子も同士の関係性をきちんと担保して子どもを信じて任せると、子どもたちが自分たちで様々なことを解決し自分たちで取り組んでいくので、先生は個別最適化のところに重点を置いて学びを保障していくことができる。
---	-------------------------------------	---	--	---	--

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(1) 子どもの教育の充実	④ 学校と家庭と地域の連携	・コミュニティスクール事業 【学校指導課】各校のコミュニティスクール運営委員会実施支援、学校訪問の要請に応じて、指導を行う体制整備 【生涯学習課】地域住民がどのような子どもたちを育てたいか熟議、公民館が学校と地域を結ぶコーディネーター役を担う →新しい生活様式に沿った、地域との交流の方向について検討が必要。 子どもの生活環境の変化や地域とのつながりの希薄さが進行 学校と家庭、地域が一体となり地域の特色を生かしながら子どもを見守り育てていく仕組みづくりが一層求められている。 一部住民によるボランティアにとどまっている側面がある。 職員の人事異動や役員交代による、事業の継続や人間関係のリセット。 ・「生きる力（キャリア教育）」育成事業として下記の事業を実施 子ども地域チャレンジ、社会スタディーゼミ、子ども参観日及び子どもプレイパーク →子どもたちが社会参画する場とそれを支援する社会的意識も広まり、一定の成果が見られたことから、「生きる力（キャリア教育）」育成事業を廃止。 ・シルバー保育サポータ事業 人生経験の豊かな高齢者に、園児と一緒に遊んだり、話し相手になってもらうことで、園児の情操教育充実を図るもの ・自殺予防対策の一環として、小中学校へ出前講座を実施。小学校：CAP プログラムを用い、困った時に大人に相談することを啓発。中学校：保健師が外部講師として出向き、悩み事を相談する必要性について学校と連携し周知。 ・青少年が心身ともに健康で健やかに成長するため、家庭・学校・地域社会が三位一体となって下記の青少年健全育成活動を実施。 思春期の子どもたちと向き合うための講座、メディア・リテラシー教育事業、子ども会育成連合会支援事業、松本子どもまつり、青少年の居場所づくり事業、青少年育成センター運営事業、青少年相談窓口設置事業、青少年健全育成市民大会・「子どもの権利の日」市民フォーラム、子ども情報誌「集まれ松本キッズ」の発行、青少年薬物乱用防止事業 →新しい生活様式に合わせた事業の開催内容の検討が必要。 近年の子どもの実情に合わせた補導活動の見直し。 ・留守家庭対策事業 保護者等が中心となり、民営で運営している児童育成クラブに対し、運営費用の補助を実施。（子ども・子育て支援交付金要綱に準ずる） →老朽化が進んでいる施設についての今後の対応について検討が必要。 ・市内小学生に対し、水道施設（浄水場）の見学機会を設け、水道に関する学習機会を提供 →新型コロナウイルス対応で見学を中止した。 ・「夏休み・水の研究お助け隊」事業 小学生の親子等を対象として、水道水の作り方や家庭排水の処理方法を学ぶことで、水の循環から見た環境について学ぶ講座を夏休み期間中に開催。 →参加しやすい日程や、内容について毎年見直しを行い、水の循環について、より理解が深まるような講座へと拡充した。 ・親子農業体験教室 →農業者に指導を受けながら、農業へのチャレンジや地産地消への理解を促す事業として実施したものだが、リピーターが多く、期待した展開とならないことから、類似する地産地消食育推進事業へ統合した。	【幼稚園・保育園・養護学校保護者アンケート】 ・子どもたちを取り巻く環境は、この数年、どのように変化してきたかについて『地域社会での人間関係』『子どもと高齢者がふれ合う機会』で「減少・希薄・低下」の割合が高く、約 6 割となっています。また、『インターネット・スマホなど多様な情報にふれる機会』で「増加・濃厚・向上」の割合が高く、約 9 割となっています。 ・昨年 1 年間で、地域の行事にお子さんと一緒に参加しているかについて、「よく参加している」と「時々参加している」をあわせた“参加している”の割合が 49.8%、「あまり参加していない」と「全く参加していない」をあわせた“参加していない”の割合が 49.8%となっている。 【教職員・保育士・幼稚園教諭アンケート】 ・松本市教育の「今後の重要度」について、『松本版コミュニティスクール』で“重要”の割合が低く、約 4 割となっている。 【一般調査アンケート】 ・あなたは、地域で子どもを育てるためにはどのような取り組みが必要かについては「地域の大人が地域の子どもの関心を持ち、ほめたり、注意したり、声をかける」の割合が 34.0%と最も高く、次いで「良好な治安、環境の維持」の割合が 20.8%、「地域活動、行事への積極的参加」の割合が 12.6%となっています。 【ヒアリング調査】 ・いざというときに助けあえる、全員で課題を解決できるような地域づくりにしたい。 ・登録制の子ども・一般の子どもを受け入れるような児童センターがほしい。 ・児童センターの子どもたちと一緒に楽しめるような講座に参加させ、地域の繋がりを深めたい。 ・中学生、高校生になると自由に行き来ができるが、勉強を教えてくれる、大人と交流できる場などがあまりない気がするので、安心していける場所を提供してほしい。 ・松本市が取り組んでいるコミュニティスクール事業を先生たちの中に浸透していくような方策を取り入れてほしい。松本市のことを知らない先生たちにも伝えていく必要がある。	・子供たちの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働してこそ効果が上がるものであり、以下のような取組を通じて、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。 ・コミュニティスクールの設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築	◆「地域とともにある学校づくり」を進めるため、松本版・信州型コミュニティスクール事業を実施してきました。アンケート調査では、「今後の重要度」について“重要”割合が低く約 4 割となっています。学校と家庭、地域が一体となり地域の特色を生かしながら子どもを見守り育てていく仕組みづくりが一層求められています。 【第二回策定委員会意見】 ・学校と家庭・地域とが一体となって、子どもたちを見守り育てる仕組みを考えていく上で、「一部住民によるボランティアにとどまっている側面がある」、ここをどういうように皆で取り組んでいく課題にしているのが重要。 ・外部の人材を入れた学習の場合、指導方法の打ち合わせすり合わせ、情報流出の面での意識のレクチャーなどを事前に実施するが、心配な面もある。 ・PTAに加入されない方が年々多く、各家庭で学校に携わることを嫌がっている家庭が多くなってきています。今後PTAとして学校に携わる機会を増やしてもらいたい。学校と保護者の関わりの仕方を増やして欲しい。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
（１）子どもの教育の充実	⑤学校給食と食育の推進	・外部講師による衛生管理講習会、衛生管理基準に合わせた作業方法の見直し →一部施設で老朽化が進み、施設・設備面から安全で安心な給食提供に支障をきたしている。 給食への髪の毛、虫などの異物混入を完全に無くすることができない。 ・保護者との個別懇談会、食物アレルギー講演会の開催 各校に校内食物アレルギー対応委員会を設置 →対象者数がこれ以上増加すると安全な提供ができなくなる。原因食材の使用頻度で対象者を絞っている。 校内食物アレルギー対応委員会の活動状況を十分に把握できておらず、連携が不十分。 ・栄養士、調理員による学校訪問、給食指導、食に関する指導の全体計画整備 →朝食を食べない児童→生徒が増えており、特に中学生は割合が高い。 全校訪問ができていない。 ・児童生徒が栽培した松本一本ねぎを給食食材として使用 生産者を紹介した資料の作成、配布 県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業の活用 ・J A、農政課との連携による地元産食材の導入 →学校給食での地物食材の使用率は、「旬の期間が短い」「必要な量の確保が困難」などの理由で伸びていない。 ・学識経験者等で構成する給食のあり方研究会において、様々な視点から給食について研究 →提言や他市の例なども参考に、課内で基本構想を検討したが、建設場所など具体性に欠け、庁内での検討に至っていない。 ・食育事業 地域特性を生かした地産地消を推進するため、食育事業を各地区公民館で実施 →地域団体等と連携する中で、食育にとどまることなく、世代間交流への展開など、地域づくりの推進に繋げている。 ・地産地消・食育推進事業 家族団らん手作り料理を楽しむ日推進事業 →家族団らんや地元農産物を知るきっかけづくりとして行ってきた旬のカレンダー作成、農産物配付は、一定の効果を上げたことから、更に効果的な手法を検討する状況にある。	【小学生・中学生保護者アンケート】 ・家庭での教育力向上にどのような取組みが必要だと思うかについて子どもの学年別で見ると、学年が上がるにつれ「食事を通した家族だんらんの場の設定」の割合が高くなっており、中学３年生で約２割となっています。 【一般調査アンケート】 ・家庭での教育力向上にどのような取組みが必要だと思うかについて「大人が自ら見本となる意識の向上」の割合が 23.9%と最も高く、次いで「子どもへの教育方法や心構えを学ぶ機会の設定」の割合が 17.9%、「食事を通した家族だんらんの場の設定」の割合が 17.6%となっている。	・ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められる。加えて、学習指導要領にもあるとおり、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つである、食に関する資質・能力を定着させるには、教科等横断的な視点での学びが求められるとともに、児童生徒が他者と協働して主体的に学習活動に取り組むことが重要である。このため、健康教育の基盤となる食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実を図るとともに、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど、栄養教諭の配置促進を進めることが必要である。	◆健康な心身を育むための地産地消・食育推進事業として、平成 18 年度から毎月 19 日を「家族団らん手作り料理を楽しむ日」と定め、家庭での食を考える機会として取り組んできました。旬のカレンダー作成、農作物配布は、一定の効果を上げたことから、更に効果的な手法を検討する必要があります。 ◆衛生的な施設及び設備で、全ての児童生徒に、より安全な食材を使った給食を提供することを目標に衛生管理講習会、衛生管理基準に合わせた作業方法の見直しを行ってきましたが、設備の老朽化等などの課題があり、更なる見直しが必要です。 ◆アナフィラキシーなどの事故を起こさない為の事前準備として、保護者との個別懇談会や食物アレルギー講演会の開催を行ってきましたが、対象者の増加により安全な提供が難しくなってきた為、対策が必要です。 【第二回策定委員会意見】 ・宗教を配慮した給食というものをアレルギーと同じように扱って欲しい。 ・発達障害の方が、様々な理由で特定なものをどうしても食べられないということは重要なので配慮して欲しい。 ・一時期すごく残食があるということで、問題提起もされていたが、残食のことが載っていない。 ・松本の材料だけを使う日を年間に何度か工夫をしているが、予定した時期に同じ規格のものがしっかり揃うかということが課題。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(1) 子どもの教育の充実	⑥ 環境教育の推進	・エコスクール事業 →市民の学習ニーズは高く、本市の豊かな自然環境等について考えることができる貴重な機会となっている。 市民が身近な地域で学ぶことができるよう、地区公民館等での主体的な取組みに結び付けていく手法が課題。 ・小中学校環境教育支援事業 「環境学習プログラム」の内容について学校及び地区公民館に周知を行い、情報提供による支援を実施したもの ・トライやるエコスクール事業 小中学校での特色ある学校づくりの一環として、環境教育支援事業を活用しつつ、みどりのカーテンの設置やリサイクル等の体験活動のほか、自然環境、地球環境に関する学習を実施。 →各学校で、地域や環境支援団体との連携を深め、学校独自の様々なアイディアを取り入れながら、教育実践に取り組んでいる。 学校のニーズに沿ったプログラムの更新や授業成果の環境支援団体へのフィードバックが課題。 ・松本市環境基本計画ハンドブックの配付 →事業効果を把握する手法が課題。 ・食品ロス削減事業 歯科栄養指導教室等で市民に啓発用パンフレットを配付し、食品ロス削減の意識啓発につなげている。 ・園児を対象にした参加型環境教育事業 →幼少期から「もったいない」の気持ちを育み環境保全意識を高めるため、年長児を対象に環境教育を実施し、約半数の園児に意識や行動の変化がみられる。変化した意識を持続させ、習慣化するためのアプローチが課題。 ・小学生を対象とした環境教育 →「食べもののもったいない」をテーマに市内の小学校3年生に環境教育を実施し、約6割の児童に意識の変化がみられる。変化した意識の持続や、各教科と関連付けた事前→事後学習のためのフォローが課題。 ・下水道パンフレット配布 小学生対象の施設見学機会を設け、下水道の役割を理解するためのパンフレットを作成、配布するもの。 →新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で見学受け入れを中止したため、パンフレットの配布			◆子どもたちの環境に対する正しい知識と理解を身に付けるため、エコスクール事業や、小中学環境教育支援事業などを実施し、子どもに対する事業の一定の成果が得られています。しかし、より多くの市民の関心や行動が変容していくためには、地区公民館等の地域の資源が主体的に取組みを進めていく必要があります。 【第二回策定委員会意見】

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(1) 子どもの教育の充実	⑦子ども関係施設の整備・充実	・保育園・幼稚園施設整備事業 老朽度の著しい施設から計画的に改修や改築を行い、保育環境を整備するとともに、地域人口の自然動態・社会動態の推移等を考慮し、適正規模・適正配置するもの。 →少子化に伴い、園の利用者が少ない園について、計画的に統合等を検討していく必要性。 ・児童館・児童センター整備事業 老朽化した児童館、児童センターを計画的に改修し、児童に安全・安心な居場所を提供する。 →留守家庭児童に増加により、狭あい化が進んでいる施設は、今後の児童数の推移を把握しながら、施設整備計画を検討。 老朽化により改修が必要となっている木造児童館 3 館（元町、南郷、寿台）について、改修計画を検討。現地建替えの計画であったが、公共施設再配置計画、個別施設計画の策定により、他の公共施設との複合化、小学校施設の活用をしていく方針へ変更。今後、地域住民、保護者、教育委員会等と施設の統合等の検討が必要。 ・歩行空間あんしん事業 波打ち歩道の改修 →波打ち歩道改修の未着手路線があるため、継続して事業を行う必要がある。 ・長寿命化改良事業 学校教育情報化推進事業 通学路の安全対策 →学校施設では、集中的に ICT 環境を整備し、教育の情報化による教育環境の向上を進めている。また、人口動態を踏まえ、県が進める 3 0 人規模学級を実現した。 学校施設の老朽化に対応した改修工事等が必要。	【小学生・中学生アンケート】 ・松本市教育の「現在の状況」について、『安全・安心な学校施設』では“十分と感じる”との割合が高く、約 3 割となっている。		◆教育内容、教育方法などの変化に伴い、学校教育情報化推進事業を行い、ICT 環境を整備し、教育の情報化による教育環境の向上を進めました。また、小中学生のアンケートにて松本市教育の「現在の状況」について、「安心・安全な学校施設」では十分と感じるの割合が約 3 割と高くなっている為、継続的に整備していくことが必要です。 ◆子どもの育成に係る施設及び環境の充実に向け、長寿命化改良事業や学校教育情報化推進事業などに取り組んできており、小学生・中学生のアンケートでは、松本市教育の「現在の状況」について、「安心・安全な学校施設」では、「十分と感じる」の割合が約 3 割と高くなっています。しかし、少子化に伴う子ども人口の変動に伴う施設の在り方を検討するとともに、学級施設の老朽化に対応した計画的な改修を進めていくことが必要です。 【第二回策定委員会意見】 ・園、幼稚園の施設整備について、特色を持ってもらいたい。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(2) 生涯学習の推進	①生涯学習の推進	・まつもと市民生きいき活動、学都松本推進事業 →実施した事業から主体的な学びへとつながった成果を評価することが困難 ・教育文化センター事業： 科学教室に加え、宇宙への興味・関心を高めるための事業として、施設見学ツアー、講演会、JAXA の協力により実施するコズミックカレッジ、年間を通した継続的な活動である宇宙クラブ等 →社会情勢を踏まえ、自然科学のみならず、新しい時代に求められる能力（新たなモノや価値を生み出す力＝未来を創造する力）を育成するための視点が必要 センターで実施する各種講座においては、科学的→論理的思考力を高めるとともに、好奇心や探究心を刺激する事業内容を検討する必要がある。 ・青少年ホーム事業 コーディネーターと連携し、若者が参加しやすい講座、イベントの実施、「若者カフェ」「松本若者会議」「ヤングスクール」「新成人松本若者会議」等 →社会的に孤立した若者の、居場所での仲間づくり、多様な人との出会い、活動の場づくりと情報提供が必要 若者の自己肯定感を高めるためには、普段の生活の中で若者が活躍できる、あるいは周囲から頼られるような環境を作っていくことが必要 ・学びの森いんふおめーしょん、生涯学習支援登録制度、出前講座 →学びの森いんふおめーしょん： 発行方法が、紙媒体、隣組回覧、3 か月に 1 回の発信であるため、タイムリーに情報発信する点などに課題がある。 生涯学習支援登録制度： HP への一覧掲載にとどまっており、登録情報の活用方法に課題がある。 出前講座： 交通安全、防災、消費生活などの講座活用が多い。ただし、実績がない講座もあり、見直しが必要。 ・防災に関する出前講座の実施 →出前講座を受講しない地域への意識啓発が課題 ・女性センター講座、トライあい・松本講座、企業人権啓発推進事業、多文化共生プラザ事業 →講座の参加には一定の人数が見込めるが、女性センターの認知度が低い。 資格取得講座に関しては、民間業者との競合もあり検討の必要がある。 新型コロナウイルス感染症対策の面からも、オンライン開催等の検討が必要。交流コーナーなど多文化共生プラザ全体の利用者数が減少、認知率の向上が課題 ・ユニバーサルデザインの普及啓発事業： パンフレットの配布、出前講座の実施等 →ユニバーサルデザインは普遍的な事柄であるため、年少期からより多くの学習の機会を設け、触れていくことが重要 出前講座は、依頼がなく実施できていないため、実施方法を再検討 ・海外姉妹・友好都市提携を行っている 4 都市と、周年ごとの公式訪問団の派遣・受入 廊坊市友好都市中学生卓球交歓大会への派遣 スイス・グリンデルワルト村中学生派遣・受入事業を実施	【幼稚園・保育園・養護学校保護者アンケート】 ・まつもと市民生きいき活動の認知度について、「全く知らない」の割合が 67.1%と最も高く、次いで「内容はわからないが聞いたことはある」の割合が 28.8%となっている。 【小学生・中学生保護者アンケート】 ・まつもと市民生きいき活動の認知度について、「全く知らない」の割合が 57.8%と最も高く、次いで「内容はわからないが聞いたことはある」の割合が 37.0%となっている。 【小学生・中学生アンケート】 ・まつもと市民生きいき活動の認知度について、「全く知らない」の割合が 70.0%と最も高く、次いで「内容はわからないが聞いたことはある」の割合が 25.7%となっている。 【一般アンケート】 ・どんな生涯学習活動をしているかについて、「特になし」の割合が 49.0%と最も高く、次いで「スポーツ活動」の割合が 21.0%、「芸術・文化・音楽活動」の割合が 17.8%となっている。 ・リカレント教育や社会人の学び直しについて、「環境が整備されれば学習してみたい」の割合が 43.0%と最も高く、次いで「学習したいと思わない」の割合が 29.6%、「今後学習してみたい」の割合が 17.0%となっている。 ・まつもと市民生きいき活動の認知度について、「全く知らない」の割合が 51.5%と最も高く、次いで「内容はわからないが聞いたことはある」の割合が 40.4%となっている。 【ヒアリング調査】 ・新しい人にどうアピールするかは課題。この施設に利用するまで足を運んでいない人には情報は届かない。 ・新しいメンバーが入らず、メンバーが循環されないと、新しいメンバーが入りづらい壁ができてしまうケースもあった。 ・1 回来てもらって、魅力を感じてもらうことが活動の幅が広がることだと思う。	・第 2 期、第 3 期の教育振興基本計画で掲げられた「自立」、「協働」、「創造」の 3 つの方向性を実現させるための生涯学習社会の構築を目指すという理念を踏まえ、学校教育においては、「子供たちの多様化、教師の長時間勤務による疲弊、情報化の加速度的な進展、少子高齢化・人口減少、感染症等の直面する課題を乗り越え」で述べたように Society 5.0 時代を見据えた取組を進める必要がある。これらの取組を通じ一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようその資質・能力を育成することが求められています。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して） ・人生 100 年時代においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められています。 今後、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備することが不可欠となります。（第 3 期教育振興基本計画） ・様々な環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進を図る必要がある。その際、学習活動の拠点となる社会教育施設の効果的な活用や、地域の学校や大学等と社会教育施設との連携が重要になります。（第 3 期教育振興基本計画） ・地域経済の縮小や商店街の衰退、医療・介護の需給逼迫、一人親世帯の増加等を背景とした貧困問題、地域の伝統行事等の担い手の減少、財政の悪化など、地域社会は様々な課題に直面しています。その中には、人と人とのつながりの希薄化や、それに伴う高齢者や若者の社会的孤立という課題もあります。今後の地域社会を持続可能なものとする上でも、人生 100 年時代における個人の充実した人生を実現する上でも、こうした課題の解決を図ることが急務です。（人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について）	◆市民のだれもが生涯学習に取り組む機会の充実を図るため、学都松本推進事業や教育文化センター事業、各種講座の開催を進めてきました。アンケート調査において、約 4 割の市民が、環境が整備されれば学習してみたいと回答していることから、市民のニーズに沿った事業内容の見直しやどのような状況下でも学びが継続できるよう、いつでも、どこでも、だれでも学習できる ICT 等を活用した学習機会の充実が必要となります。 ◆多様化する学習課題を把握し、市民の学習ニーズに応えるために、生涯学習支援登録制度等を進め、地域にある学習資源の把握に努めてきました。アンケート調査において、今後教育機関等で学習したいと思うかについて、約 6 割の市民が学習してみたいと回答していることから、学習ニーズが高まっていることが分かります。今後は、一人ひとりの市民のニーズに合わせた生涯学習を提供するため、さまざまなツールを活用した学習相談をはじめ、引き続き地域が持つ学習資源の発掘や関係団体・企業等が有する学習機能を利用することも積極的に検討する必要があります。 ◆市民のだれもがたやすく情報を得てもらうため、学びの森いんふおめーしょん等による市民への生涯学習の情報提供を進めてきました。アンケート調査において、学習情報やサークル情報の収集手段について、平成 28 年度と比較すると、インターネットと回答している市民の割合が増加しています。今後は、よりタイムリーな情報発信・入手が求められていることから、社会環境に対応した効果的な情報収集・情報発信の方法を研究し、総合的な情報発信体制を整える必要があります。 ◆生涯学習の成果を市民が主体的に地域社会に実践・貢献できる場をつくるため、青少年ホーム事業等を進めてきました。アンケート調査において、地域や学校に協力することについて、30 歳代で「自分の知識や技能を教える」の割合が、70 歳以上で「子どもの登下校時の見守りをする」の割合が高くなっていることから、地域福祉・地域コミュニティ活動に関心が高いことが分かります。今後は、市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、各人の生きがいを創出し、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行う必要があります。

		→社会情勢の変化に伴う参加者の減少、訪問先により希望者が偏在していることが課題。海外との往来が困難な時期においても、実施可能な交流事業の在り方を検討することが必要 ・南部老人福祉センター管理運営、プラチナ大学の開校、高齢者向け生きがい講座の開催、サークル活動支援 →プラチナ大学及び生きがい講座は、参加者も多く、満足度も高い。サークル活動は、会員の高齢化や会員数が減少傾向、存続のため、新規会員の獲得が課題 ・健康づくり課事業： エイズ・性感染症予防普及啓発事業、ライフステージに応じた健康教育、生涯を通じた食育推進の情報提供、看護学生等実習指導、働き盛り世代の生活習慣病予防事業 →どんな状況でも講座を継続できるように講座のオンライン化、講師の育成、配布資料のデジタル化が必要 ・熟年農業大学：農畜産物マーケティング推進事業 →対象者が限定的 ・各地区の「福祉ひろば」で交通安全教育実施 松本市交通安全指導員による各地区高齢者クラブ等を対象とした交通安全教室実施 （特殊詐欺防止など、高齢者が被害者となりやすい犯罪についても、松本市内における現状を踏まえながら講話を実施） →市内における高齢者が関係する交通事故の割合は約4割を占めるなど、高齢者の交通事故防止が喫緊の課題だが、交通安全教室への参加が一部である。		・個々人の生活や人生は、人々が構成する社会の中で営まれるものであり、一人一人の人生を豊かなものにするとともに、住民相互の対話や相互扶助による持続可能な地域づくりや共生社会の形成を進めるために、社会教育がどのように貢献すべきかという視点から、今後更に検討を深めることが必要と考えます。（人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について）	
--	--	--	--	--	--

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(2) 生涯学習の推進	②公民館の学びを通じた地域づくり	- 公民館研究集会（地域づくり市民活動研究集会）の開催。各公民館活動。町内公民館の振興（多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業→公民館研究集会（地域づくり市民活動研究集会）：開催方法の見直しや改善に取り組んできた結果、前向きな変化が生まれている。集会の成果をその場限りに終わらせず、いかに地域の実践に落とし込んでいくかが今後の課題 - 市民活動団体やNPOなど、より広く住民が参加できる取組みが必要 - 各公民館活動：より広い範囲の住民の参加が課題 - 町内公民館の振興：町会の担い手不足の進行や行政依存傾向の強まりが課題 - 市民活動サポートセンター事業、地域づくり推進事業 - 市民委員会の開催、緩やかな協議体の設置促進、地域づくり推進交付金等の活用など、地域づくり推進体制整備 - 地区担当職員間の情報共有を図るため、地区支援企画会議（月 1 回）を 3 5 地区で定例化 - 地域づくり関係課調整会議を定例開催、関係課合同による新任地区担当職員研修等実施 - 市が保有する客観的データをまとめた「地区診断書」を 35 地区で作成し、住民主体の地域づくりの取組みや学習に活用 →市民活動サポートセンター事業：コロナ禍に対応する Zoom 等を利用した研修・各種講座の開催や連携 - 地域づくり推進事業：地域づくりを推進するための地区の体制づくり、庁内の連携強化、職員研修の充実等、当初計画された取組みを着実に進め、一定の成果が上がっている。今後は、地縁団体に限らず、より多様な主体が参画する地域をどう実現していくか、地区診断書の活用も含め、地域課題の把握や課題解決に向けた取組みにどうつなげていくかが課題 - 児童館管理運営事業 - 市内 2 7 カ所の児童館、児童センターでは、1 8 歳までの児童に健全な遊びの場を提供。内、2 4 館では留守家庭児童対策として、「放課後児童健全育成事業」を実施。さらに 2 1 館では未就園児とその保護者の交流、情報交換の場として「つどいの広場事業」を実施 →放課後の留守家庭児童の増加により、施設の狭あい化が進み、館によっては、一般来館者が使用しにくい施設となっている。 - 今後の留守家庭児童数の推移を見ながら、運営方法や施設整備を検討していく必要がある。	【一般アンケート】 - 地域や学校に協力できるについて、「公民館事業の委員として協力する」と回答した方は 6.4%おり、平成 28 年度と比較すると 9.8 ポイント減少しています。 - 公民館の 1 年間の利用について、『地区公民館（公立）』で「1 回以上」と回答した方が 45.5%となっています。平成 28 年度と比較すると 11.3 ポイント上昇しています。「10 回以上」と回答した方は、平成 28 年度と比較すると 11.5 ポイント減少しています。 - あなたがもっと活用したい又は皆に活用してほしい施設について、「公民館」と回答した方は、約 2 割となっています。平成 28 年度と比較すると、6.4 ポイント減少しています。 【ヒアリング調査】 - 町内公民館活動は活発に行われているので、それぞれ横の連携ができるようにしてほしい。 - 担い手不足が問題。受けてくれる人が少ない。 - 地域での子ども・高齢者の繋がりがなくなっている。そういった方たちが繋がることにより、関係が薄れてきている大人同士の繋がりができ、大人と子どもの繋がりもできるのではないか。 - 公民館にてサークルなどの活動内容を調査・把握し、いつでも情報提供できる体制をつくりたい。	- 学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者や PTA・地域住民・児童相談所等の福祉機関・NPO・地域スポーツクラブ・図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して） - 住民一人一人の人生を豊かにする学習・少子高齢化・人口減少など地域が直面する課題の解決や地域活性化のための学習などを推進し、新しい地域づくりなどの活動につなげていくため 社会教育行政の在り方について具体的な検討を進める。「学びの場」である社会教育施設を拠点に、活力ある地域コミュニティ形成のために実施される各地域の課題解決・地域活性化の取組を推進することにより 学校や地方公共団体の関係部署のみならず NPO 民間教育事業者等の多様な主体とのネットワークづくりを促進する。またボランティア等多様な主体が参画し、人づくりや地域づくりを支援する様々な取組を促す。（第 3 期教育振興基本計画） - 公民館、図書館、博物館等には、従来の役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしてのより幅広い役割も期待されるようになっていきます。公民館、図書館、博物館等において様々な地域課題により的確に対応した取組を行うためには、これらの施設を含む社会教育行政部局とまちづくり関係部局、福祉・健康関係部局、産業振興関係部局、教育機関、企業、NPO 法人等の多様な主体との連携を強化することが欠かせない状況となっていることにも留意しつつ、これからの時代に求められる公民館、図書館、博物館等の役割と、それを実現するために必要な方策について、その施設としての所管の在り方も含め、検討する必要があります。（人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について）	◆生涯学習の主体となる市民が自らの学習をより高められるよう、公民館研究集会や多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業等の町内公民館の振興を進めてきました。市民の参加が限られているため、今後はより多くの市民に参加してもらえよう、事業の周知や関連団体への連携が必要となります。 ◆地域住民の学習を身近な場所で行えるよう、公民館での講座の開催を実施してきたものの、新型コロナウイルス感染症により、外出の機会が難しくなっていることから、インターネットの有効活用による新しい生活様式に沿った学習機会の確保を検討していく必要があります。 ◆市民の多様なニーズに対応するため、公民館では各講座の開催やこども育成課では児童館管理運営事業を進めてきました。今後、社会環境の変化から生じる新たな課題に対応するため、各公民館や児童館の活動内容を部局を超えて互いに情報共有できる体制の整備が必要です。 ◆地域課題の解決に向け、市民活動サポートセンター事業や地域づくり推進事業等を進め、市が保有する客観的データをまとめた「地区診断書」を 3 5 地区で作成し、住民主体の地域づくりの取組みや学習の活用に努めました。今後は、「地区診断書」をもとに、より具体的な地域課題の把握や地域課題解決の方法を導きだしていくことが必要です。 ◆生涯学習の成果を市民が主体的に地域社会に実践・貢献できる場をつくるため、公民館委員制度等を進めてきました。アンケート調査より、地域や学校に協力できるについて、平成 28 年度と比較すると 9.8 ポイント減少していることから、今後は、事業の周知や市民のニーズに沿った公民館活動の見直しが必要となります。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(2) 生涯学習の推進	③図書館運営の充実	中央図書館の休日の翌日振替休館を廃止 『松本市の地域資料検索「まつサーチ」』の開設 「第 2 次学都松本子ども読書活動推進計画」策定 データベースの追加 貸出条件を見直し、映像資料の貸出期限を 1 週間から 2 週間、DVD・BD・ビデオの貸出点数を 1 点から 3 点へ、本・雑誌を貸出日から最長 4 週間まで延長できるよう拡大 「松本市中央図書館のあり方検討委員会」を設置し、松本市図書館の今後のあり方を検討 →あり方検討の結果を踏まえ、松本らしさや、これまで担ってきた役割や機能を維持向上しつつ、新たな視点を取り入れた「松本市図書館サービス基本計画」の策定	【一般アンケート】 - 図書館の年間利用について、「1 回以上」と回答した方は 35.9%おり、平成 28 年度と比較すると、5.6 ポイント減少しています。 - あなたがもっと活用したい又は皆に活用してほしい施設について、「図書館」と回答した方は、40.4%と最も高くなっています。 【ヒアリング調査】 - MLA 連携（ミュージアム・ライブラリー・文書館）をやっっていこうと動きがすでにあり、必要なこと。その先には、地域をつなぐことを考えている。 - 情報活用能力など、学校で終わるものではなく、学び続ける姿勢や環境が必要。すでに図書館は、学校や地域にあり、一生、生活に寄り添える環境になっていることから、学び続ける姿勢として社会教育の仕組みにしてほしい。	- 学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者や PTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで多様性のあるチームによる学校とし「自立」した学校を実現することが必要である。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して） - 図書館が長期にわたって利用されるには、空間（施設）・人（職員）・資料の 3 要素の充実のほか、レファレンスサービス、リクエストへの対応など、図書館サービスの基本を忠実に実行することが必要である。図書館は、海外の図書館のように、教育プログラムやアウトリーチ活動*4などを積極的に行い、魅力的な図書館づくりを行うべきである。図書館を管理する教育委員会は、教育政策、生涯学習政策の中で図書館運営の方向を示す責任がある。図書館は社会教育機関であるから、社会教育行政の一環として、公民館・博物館・青少年教育施設等と一緒に、その役割、経営、職員、地域的配置、連携協力等について、総合的に考えることが必要である。地方公共団体を、知識や情報を収集・分析・利用して業務を行う活動組織ととらえ、地域課題の解決に取り組む自治体職員を図書館が支援することを通して間接的に市民サービスの向上を図る視点が必要である。（これからの図書館像） *4アウトリーチ活動：図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げていく活動	◆市民一人ひとりのライフステージに応じた学習機会を提供するため、「中央図書館の休日の翌日振替休館を廃止」等の取組みを実施してきました。アンケート調査より、あなたがもっと活用したい又は皆に活用してほしい施設について、「図書館」と回答した方は、40.4%となっていることから、市民の情報収集の場や市民が気軽に学習活動できる場として多くの市民から期待されています。今後は、社会環境の変化や情報通信技術の高度化・多様化に対応し、個人の調査研究や学習を目的とした施設利用とともに、市民が学び合い、交流することを通して新たな知識を創造できる場としての充実が必要となります。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
（2）生涯学習の推進	④社会教育施設等の整備・充実	・地区公民館大規模改修事業 地区公民館エレベーター設置事業 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 →地区公民館大規模改修事業： 個別施設計画を策定し、長寿命化に取り組む。 地区公民館エレベーター設置事業： 全館の設置（整備）が完了。今後は、エレベーターの適切な維持・管理が課題。生活様式の変化に伴う、施設整備が求められている。 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業： 重要文化財として校舎の保存と、老朽化する校舎を利活用するための修理は継続的に実施する必要がある。脆弱な防火・防犯環境を強化する設備等の設置に取り組む必要がある。 ・中央図書館の休日の翌日振替休館を廃止 図書館コンピューターシステムの更新、中央図書館にセルフ貸出機設置、図書館ホームページのリニューアル 「松本市中央図書館のあり方検討委員会」を設置し、松本市図書館の今後のあり方を検討 →あり方検討の結果を踏まえ、「松本市図書館サービス基本計画」を作成し、中央図書館の劣化度調査を行い、大規模改修の検討が必要 ・老朽化の著しい教育文化センターを、学校教育の補完機能だけではなく、子どもから大人までより科学に親しめる「科学館」として整備するため、基本構想、基本計画の策定及び基本設計の策定。 →建物について、老朽化が進んでいることを考慮し、持続可能な改修内容を検討するとともに、新たな視点を取り入れた事業を実施するためのレイアウト検討が必要 ・公園整備事業 和式から洋式便器への改修 車いす対応水飲み場設置等 →建物の構造やスペースにより、便器の洋式化が困難な場合がある。	【一般アンケート】 ・市内施設の年間利用について、『博物館』『学校施設（学校行事を除く）』で「0 回」の割合が高く、約 7 割となっています。また、『地区公民館（公立）』『体育施設』『図書館』で「10 回以上」の割合が高く、約 1 割となっています。 平成 28 年度調査と比較すると、すべての項目で「0 回」の割合が増加しています。一方、『地区公民館（公立）』で「10 回以上」の割合が、『市内の文化財（松本城など）』『文化会館』で「3 ～ 5 回」の割合が減少しています。 ・スポーツの実施回数について、「ほとんどしない」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「3 回以上」の割合が 13.9%、「1 回程度」の割合が 12.9%となっています。 ・あなたがもっと活用したい又は皆に活用してほしい施設について、「図書館」の割合が 40.4%と最も高く、次いで「公園」の割合が 26.5%、「美術館」の割合が 23.0%となっています。 平成 28 年度調査と比較すると、「公民館」の割合が減少しています。	・子供たちの多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化や避難所としての防災機能強化を図りつつ、地域の実態に応じて、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進，財政負担の軽減等にもつながる長寿命化改良，地域コミュニティ拠点形成等の観点から他の公共施設との複合化・共用化など，計画的・効率的な施設整備を進める必要がある。これらを促進するため，国は，当該地方公共団体の財政状況，個別施設計画の策定状況等を踏まえ，支援の充実を図ることが必要である。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）	◆市民のだれもが、生涯にわたって学ぶことができるように、地区公民館大規模改修事業や公園整備事業等、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めてきました。アンケート調査より、あなたがもっと活用したい又は皆に活用してほしい施設について、「図書館」の割合が 40.4%と最も高く、次いで「公園」の割合が 26.5%、「美術館」の割合が 23.0%となっていることから、今後も引き続き多様な市民のニーズに沿った適切な施設整備が必要となります。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(3) スポーツを通じた健康づくり	①市民皆スポーツの推進	・運動会・各種スポーツ大会等 各地区の健康づくり事業・ウォーキング事業などを実施 →運動会・各種スポーツ大会等： マナー化、役員の負担増などの課題に対し、小中学生の参画、事業名の変更、ニュースポーツを取り入れる等により、課題解決を図っている。住民アンケートを実施し、中止する地区もある。 - 各地区の健康づくり事業： ウォーキング事業を、地区の自然観察や歴史学習の要素も取り入れ、実施している。 ・市民歩こう運動 「歩くこと」での健康増進を図るため、各地区のウォーキングイベント開催や、強化月間での啓発活動を行った。 →定期的にウォーキングに取り組んでいる高齢者は増加している。（高齢者実態調査より）成人期の運動習慣の定着が必要 ・体力づくりサポーター育成事業 身近な場所で体力づくりを中心に自主運動活動を継続できる仕組みを行うために、人材を育成する。 ・自主運動サークル支援事業 運動を取り入れたサークル立上げを支援し、住民主体の通いの場を創出する。 →令和元年から事業開始 ・年齢層に合わせた親子体操教室、シニア健康教室、熟年体育大学、松本マラソンの開催、プロスポーツの活用（健康教室等の開催、松本山雅 FC パブリックビューイング・ホームゲーム観戦） →「する」・「みる」・「支える」スポーツに親しみ、関心をもってもらえる機会づくりを推進し、様々な分野から多くの方がスポーツに参加することが理想であり、その実現が課題	【一般アンケート】 ・どんな生涯学習活動をしているかについて、「特になし」の割合が 49.0%と最も高く、次いで「スポーツ活動」の割合が 21.0%、「芸術・文化・音楽活動」の割合が 17.8%となっている。年齢別にみると 20 歳代で「学習活動」の割合、50 歳代で「スポーツ活動」の割合が高くなっている。 ・市内施設の年間利用について、『体育施設』で「0 回」の割合が高く、約 6 割となっている。平成 28 年度調査と比較すると、「0 回」の割合が 9.2 ポイント増加している。 ・スポーツの実施回数について、「ほとんどしない」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「3 回以上」の割合が 13.9%、「1 回程度」の割合が 12.9%となっている。 ・スポーツボランティアの経験の有無について、「いいえ」の割合が 74.1%となっている。性別でみると、女性に比べ、男性で「はい」の割合が高く、年齢別でみると、他の年齢に比べ、20 歳代以下で「はい」の割合が高くなっている。 ・スポーツボランティアなどのスポーツや運動に対する係り合いや貢献をしたいかについて、「したいと思わない」が約 5 割となっている。	・豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに 子供の頃から、各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要である。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して） ・体力は人間の活動の源であり健康の維持といった身体面のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっている。このため子供の頃から、各教育段階に応じて体力の向上・健康の確保・食育の充実を図ることが重要である。（第 3 期教育振興基本計画） ・第 2 期スポーツ基本計画に基づき、学校における体育活動を通じ、スポーツをする楽しさに気付かせ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力や豊かな人間性・社会性を育成するとともに、生活習慣病の予防の観点も含め子供たちの運動習慣の確立や体力の向上につながるよう健康スポーツ医等の専門人材をはじめとする地域資源も活用しつつ、放課後や地域におけるスポーツ機会の充実を図る。（第 3 期教育振興基本計画）	◆各種スポーツ大会やイベント等を行い、スポーツをきっかけとする多様な交流の創出や、地域の活性化に努めてきました。しかし、アンケート調査においては、スポーツボランティアの経験がある人は約 2 割となっており、ボランティアなどの関心も低いことから、スポーツ活動を支援する人の重要性や、やりがいを効果的に発信し、スポーツを「支える」立場から参画を図る人材を育成する必要があります。 ◆アンケート調査においては、行っている生涯学習活動は「特にない」が半数を占めており、市内体育施設においても約 6 割が全く利用していないことから、プロスポーツの活用などを通じた、「観るスポーツ」をきっかけとした施策の展開により、運動・スポーツ習慣の定着が必要です。 ◆市民の継続的なスポーツ活動や運動を支援し、健康の保持・増進を図るため、年齢層に合わせた親子体操教室やシニア健康教室、熟年体育大学、松本マラソンの開催などを行ってきました。しかし、アンケート調査においてはスポーツの実施回数について、「ほとんどしない」の割合が半数以上を占めており、引き続き年代や障がいの有無などに関係なく、誰もが生涯を通じて取り組むことができる生涯スポーツの効果的な推進が求められています。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(3) スポーツを通じた健康づくり	②スポーツ団体・リーダーの育成	・団体支援 - スポーツ協会：市民体育大会の委託、スポーツ振興事業への補助金交付 - スポーツ少年団：活動補助金交付 - 総合型地域スポーツクラブ：ファミリースポーツカーニバルの連携開催 - プロスポーツチーム：普及目的の教室等の連携開催 - スポーツリーダー育成支援 - スポーツ推進委員、体力づくりサポーター、生涯スポーツ指導員 →スポーツの種類の多様化や、民間事業の拡大により、行政が一部の競技や団体へ支援を行うことの公平性が保ちにくくなっている。また、スポーツに親しみやすい環境も多様化してきており、スポーツリーダーの育成が市民へ与える効果も限定的となってきた。	【一般アンケート】 ・スポーツの実施回数について、「ほとんどしない」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「3 回以上」の割合が 13.9%、「1 回程度」の割合が 12.9%となっている。 ・どんな生涯学習活動をしているかについて、「特になし」の割合が 49.0%と最も高く、次いで「スポーツ活動」の割合が 21.0%、「芸術・文化・音楽活動」の割合が 17.8%となっている。年齢別にみると 20 歳代で「学習活動」の割合、50 歳代で「スポーツ活動」の割合が高くなっている。	・体力は人間の活動の源であり健康の維持といった身体面のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっている。このため子供の頃から、各教育段階に応じて体力の向上・健康の確保・食育の充実を図ることが重要である。（第 3 期教育振興基本計画）	◆新型コロナウイルス感染症の拡大により、スポーツ活動が制限されるなど、生活様式は一変しました。こうした事態でも、スポーツ活動を継続することができるよう、新しいスポーツ活動の在り方や実施方法の確立が求められています。 ◆スポーツの種類の多様化や、民間事業の拡大により、行政が一部の競技や団体へ支援を行うことの公平性が保ちにくくなっています。 ◆スポーツに親しみやすい環境が多様化しているため、スポーツリーダー（コーチングアシスタント）同士の交流を図り、情報交換等を通じてスポーツリーダーの輪を広げる取組が必要です。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(3) スポーツを通じた健康づくり	③社会体育施設の整備・充実	- 市内スポーツ施設（屋内・屋外）の施設概要に基づき、所要の改修を計画的に実施 松本市個別施設計画にスポーツ施設を載せ、各スポーツ施設改修等の事業計画を策定 →多様なニーズに沿った計画的な配置と安全性に配慮した適切な維持管理が求められている。 - 市内スポーツ施設の利用状況を把握し、スポーツ施設としての機能、役割を判断したうえで長期的な改修・整備等を計画的に進める必要がある。	【一般アンケート】 - スポーツの実施回数について、「ほとんどしない」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「3 回以上」の割合が 13.9%、「1 回程度」の割合が 12.9%となっている。 - どんな生涯学習活動をしているかについて、「特になし」の割合が 49.0%と最も高く、次いで「スポーツ活動」の割合が 21.0%、「芸術・文化・音楽活動」の割合が 17.8%となっている。年齢別にみると 20 歳代で「学習活動」の割合、50 歳代で「スポーツ活動」の割合が高くなっている。 - 市内施設の年間利用について、『体育施設』で「0 回」の割合が高く、約 6 割となっている。 平成 28 年度調査と比較すると、「0 回」の割合が 9.2 ポイント増加している。 - あなたがもっと活用したい又は皆に活用してほしい施設について、「体育館」の割合が約 2 割となっている。	体力は人間の活動の源であり健康の維持といった身体面のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっている。このため子供の頃から、各教育段階に応じて体力の向上・健康の確保・食育の充実を図ることが重要である。（第 3 期教育振興基本計画）	◆本市では市内スポーツ施設（屋内・屋外）の施設概要に基づき、所要の改修を計画的に実施してきました。今後も引き続き、多様なニーズに沿った計画的な配置と安全性に配慮した適切な維持管理が求められています。 ◆アンケート調査においては、市内体育施設を利用したことがない人が約 6 割となっており、平成 28 年度調査と比較して増加していることから、市内スポーツ施設の利用状況を把握し、スポーツ施設としての機能、役割を判断したうえで長期的な改修・整備等を計画的に進める必要があります。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
（４）文化芸術を通した教育の推進	①鑑賞の場の充実	・美術資料の収集事業 収集方針に基づき、後世に引き継ぐべき作品を収集併せて、収蔵作品の展示や適正な保存管理のため、収蔵作品の修復・額装を実施。 →作家等関係先との良好な関係の維持と連絡調整が重要 ・展覧会開催事業 美術館開館 20 周年事業 年 4 本の企画展を開催するとともに、コレクション展の計画的な展示替えを行い、国内外の優れた美術や郷土ゆかりの作家作品を紹介。平成 30 年に開催した草間彌生展は開館以来最多の入場者数を記録 開館 20 周年に向けた企画内容を検討し、準備を進める。 →展覧会の企画にあたっては、郷土ゆかりの作家による独自の企画展や全国巡回展の誘致など長期的な視点で取り組み、その早期計画と準備が必要 より多くの方に鑑賞いただける広報の仕組みが必要 ・美術館施設維持保全事業 作品の良好な展示・保存環境を保つため、必要な修繕を実施 また、改修に向けた基本調査から実施設計を行い、令和 3 年度に大規模改修を実施 →大規模改修工事後の維持保全計画の立案が必要 ・まつもと市民芸術館の自主事業 演劇・ダンス・伝統芸能等の様々なジャンルの幅広い年齢層が楽しめる作品を提供 また、上記芸術作品のレクチャーやワークショップを開催し、各作品の理解を深める機会を創設 さらに、子ども向け企画として「チャオ！バンビーニ」と題し、1 日中、館内を子どもに開放する日とする事業を毎年実施 まつもと演劇祭 まつもと演劇祭実行委員会に補助金を交付 国際音楽祭事業 セイジ・オザワ 松本フェスティバルの共催、関連事業を実施 →まつもと市民芸術館の自主事業 さらに多くの市民の方に、まつもと市民芸術館に足を運んでいただくことが必要	【教職員・保育士・幼稚園教諭アンケート】 ・松本市教育の「現在の状況」について、『芸術（音楽、美術等）、文化に接する機会』では“十分と感じる”の割合が高く、約 3 割となっている。 ・松本市教育の「今後の重要度」について、『芸術（音楽、美術等）、文化に接する機会』では“重要”の割合が高く、5 割半ばとなっている。 【児童生徒用】 ・あなたは、図画工作、美術がどのくらい好きですかについて、「とても好き」と「どちらかいうと好き」を合わせた“好き”の割合が 82.2%となっている。 【幼稚園・保育園・養護学校保護者】 ・地域で子どもを育てるために必要な取り組みについて、「伝統・文化・芸能等の子どもへの伝承」の割合が 4.3%となっている。 【小中学生保護者】 ・地域で子どもを育てるために必要な取り組みについて、「伝統・文化・芸能等の子どもへの伝承」の割合が 5.1%となっている。 【一般アンケート】 ・松本市教育の「現在の状況」について、『芸術（音楽、美術等）、文化に接する機会』では“十分と感じる”の割合が高く、約 2 割となっている。 ・松本市教育の「今後の重要度」について、『芸術（音楽、美術等）、文化に接する機会』では“重要”の割合が高く、5 割半ばとなっている。 ・地域で子どもを育てるために必要な取り組みについて、「伝統・文化・芸能等の子どもへの伝承」の割合が 7.5%となっている。 ・昨年 1 年間で美術館を 1 回以上利用した人の割合が 29.9%と平成 28 年度調査と比較すると減少しています。 ・もっと活用したい又は皆に活用してほしいと思う施設について、「美術館」の割合が 23.0%となっています。	・国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行うとともに、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して） ・障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）	◆文化芸術に気軽に触れられる機会づくりのため、展覧会の開催、国際音楽祭やまつもと演劇祭など事業を開催しています。特に、平成 30 年に開催した草間彌生展は開館以来最多の入場者数を記録しました。アンケート結果によると、『芸術（音楽、美術等）、文化に接する機会』では、現在の状況で十分と感じる人が約 2 割程度なのに、今後の重要度で重要と考える人が 5 割半ばと高くなっています。今後は、さらに多くの市民が来場して鑑賞できるように、開催内容の充実とともに有効的な情報発信をしていく必要があります。 ◆美術資料の収集については、収集方針に基づき、後世に引き継ぐべき作品を収集しています。また、令和 3 年度に美術館施設の大規模改修を実施します。アンケート結果によると、昨年 1 年間で美術館を 1 回以上利用した人の割合が約 3 割と平成 28 年度調査と比較すると減少しています。今後も継続的にリニューアルした美術館施設を多くの市民が楽しみ、身近に感じられるように、維持保全計画を立案していくことが必要です。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
（4）文化芸術を通じた教育の推進	②表現・学習・交流の場の充実	・教育普及事業 参加・体験型のワークショップや講座など、子どもから大人まで美術に親しむきっかけとなる事業を展開 貸館業務を通じて市民の文化芸術活動支援 →教育普及活動は、マンネリ化しないよう全体計画や内容の検討が必要 貸館施設は、年間を通して利用率が非常に高く、利用できない団体・個人が多い状況 ・松本市芸術文化祭 令和元年度、60 周年記念事業として特別公演「音にいのちあり～鈴木鎮一・愛と教育の生涯」を実施 地区公民館事業（地区文化祭） →地区公民館事業： 各地区の芸術文化の発表の場、交流の場として開催。マンネリ化や人材不足による役員の負担増などの課題に対して、小中学生の参画、地元企業との連携、周知内容の工夫などで課題解決を図り、地域住民の交流等を促進	【幼稚園・保育園・養護学校保護者】 ・地域で子どもを育てるために必要な取組みについて、「伝統・文化・芸能等の子どもへの伝承」の割合が 4.3%となっている。 【小中学生保護者】 ・地域で子どもを育てるために必要な取組みについて、「伝統・文化・芸能等の子どもへの伝承」の割合が 5.1%となっている。	・我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ文化芸術教育や体験機会の充実を図る取組を推進する。子供たちが一流の芸術に触れる機会や地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して） ・新進芸術家に対する国内外での研修機会や研修の成果を還元する機会を提供するとともに、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成を支援する。また、子供たちに一流の文化芸術に触れる機会を提供し、子供たちの豊かな感性や想像力を育む。さらに、メディア芸術を支える優れたクリエイターに対し、作品制作や海外のクリエイターとの交流機会の提供等による人材育成を推進する。加えて、文化財の修理等の担い手の社会的意義等についての理解を促し、将来の文化財の担い手である子供たちが、子供の頃から伝統的な価値に触れ、理解を深めることのできる機会の充実を図る。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して） ・国民文化祭の開催をはじめ、文化芸術活動への参加機会の充実や地域における文化芸術活動の振興を図る。さらに、国民の文化芸術活動への参画に資する文化ボランティア活動の促進を含め、多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）	◆将来の担い手を育むため、参加・体験型のワークショップや講座など、子どもから大人まで美術に親しむきっかけとなる事業を展開しています。アンケート結果によると、地域で子どもを育てるために必要な取組みとして、伝統・文化・芸能等の子どもへの伝承を求める声が挙がっています。今後も各世代に向けた学習プログラムを提供するために、マンネリ化しないよう全体計画や内容の検討をしていくことが必要です。子どもの頃から伝統的な価値に触れ、理解を深めることのできる機会の充実を図ることが重要です。 ◆各地区の芸術文化の発表の場、交流の場として、地区公民館で地区文化祭を開催しています。現状としてマンネリ化や人材不足による役員の負担増などの課題が発生していることから、小中学生の参画、地元企業との連携、周知内容の工夫などを図り、地域住民の交流等を促進していくことが必要です。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(5) 歴史・文化資産の保護と活用	① 松本まるごと博物館構想の推進	- 文化財の保存管理 文化財の指定、登録の推進 文化財建造物の耐震診断、耐震対策の実施 文化財修理事業や指定文化財の保存活用活動に対する補助金の交付 文化財課所管文化財の保存整備事業 埋蔵文化財保護事業 → 少子高齢化や生活様式の変化等によって、文化財を守り、継承していく環境は厳しさを増している。文化財を教育、観光、地域づくり等に活用しながら、保存することが必要 - 歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画の策定と活用事業の推進 松本市歴史文化基本構想の策定、松本市文化財保存活用地域計画の策定 まつもと文化遺産活用事業 → 策定した歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画が目指すものを実現するため、地域住民による文化財の保存活用の活動を支援することが必要 - 史跡等の調査、保存活用 → 史跡等の学術的価値を調査により明らかにした上で、史跡等指定や保存活用計画・整備計画を策定し、教育・観光・地域づくり等に活用しながら適切に保存することが必要 - 文化財に関する情報発信 ホームページ、SNS を活用した情報発信 発掘調査現場説明会、成果報告会、史跡整備事業等に合わせた講演会等の開催 白骨温泉噴湯丘と球状石灰石の、地元学校向け見学会開催及び観光ツアーの試行 → 文化財について理解を深めてもらうことが、文化財の保存・継承や活用には不可欠。文化財や地域の歴史等について、幅広い世代が気軽に情報を得られる環境を整えることが必要	【一般アンケート】 昨年 1 年間で市内の文化財を 1 回以上利用した人の割合が 40.3%と平成 28 年度調査と比較すると減少しています。	- 地方にある豊かな自然, 固有の歴史や伝統, 文化等の魅力について子供の頃から学び, 触れさせる取組を促進する。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して） - 地域計画において、文化財の保存・活用に関して当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。また、当該市町村における文化財行政の取組の方向性を計画として対外的に明示するとともに、作成した地域計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となる。（文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針）	◆ 松本まるごと博物館構想の理念に基づき、松本市歴史文化基本構想や松本市文化財保存活用地域計画を策定し、市域に存在する有形・無形の文化財の一体的な把握に努め、調査・保存・整備を進めてきました。少子高齢化や生活様式の変化等によって、文化財を守り、継承していく環境は厳しさを増しています。文化財を教育、観光、地域づくり等に活用しながら、適切に保存することが必要です。 ◆ 策定した歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画が目指すものを実現するため、地域住民による文化財の保存活用の活動を支援することが必要です。 ◆ ホームページ、SNS を活用した情報発信や講演会等の開催、地元学校向け見学会開催、観光ツアーなどを実施しています。アンケート結果によると、昨年 1 年間で市内の文化財を 1 回以上利用した人の割合が 4 割と平成 28 年度調査と比較すると減少しています。文化財や地域の歴史等について、幅広い世代が気軽に情報を得られる環境を整えることが必要です。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(5) 歴史・文化資産の保護と活用	②博物館事業の推進	・話をきく会、松本の七夕など松本市立博物館と分館で連携した展覧会、講座・講演会を実施し、市民に学習する機会を提供した。 →新学習指導要領に対応した学校連携 新型コロナウイルス感染症対策による負担増 ・市民学芸員養成講座の再開による「ひとづくり」と、商店街との協働による七夕人形の紹介、あめ市期間の関連企画展等、「まちづくり」に寄与する事業を実施した。 →幅広い世代への「ひとづくり」「まちづくり」事業が必要 地域の伝統文化を社会的、経済的活動に活用する必要 ・基幹博物館の工事、展示製作を計画通り実施した。 ・分館に指定管理者制度を導入するなど、各館の特徴に応じた再編検討を進めた。 →博物館と文化行政の再編による効率化 博物館に対する社会的ニーズの多様化（観光活用、ICT を活用した魅力発信、多言語化等）に対応するため、博物館機能の強化と学芸員の資質の向上	【一般アンケート】 ・昨年 1 年間で博物館を 1 回以上利用した人の割合が 15.0%と平成 28 年度調査と比較すると減少しています。 ・もっと活用したい又は皆に活用してほしいと思う施設について、「博物館」の割合が 11.9%となっています。	・厳しい財政状況の下、公民館、図書館及び博物館が、地域の活力向上など社会の要請に応じて学習機会を提供していくことができるよう、計画的な老朽化対策を促すとともに、施設の複合化や多様な資金調達など民間の資金やノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営に資する情報の収集や提供を行う。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）	◆話をきく会、松本の七夕など松本市立博物館と分館で連携した展覧会、講座・講演会を実施し、市民に学習する機会を提供してきました。新型コロナウイルス感染症対策による負担が増加しています。アンケート結果によると、昨年 1 年間で博物館を 1 回以上利用した人の割合が 1 割半ばと平成 28 年度調査と比較すると減少しています。今後多くの市民が学習することができる機会を提供することが必要です。 ◆市民学芸員養成講座の再開による「ひとづくり」と、商店街との協働による七夕人形の紹介、あめ市期間の関連企画展等、「まちづくり」に寄与する事業を実施しています。今後は、幅広い世代への「ひとづくり」、「まちづくり」事業や地域の伝統文化を社会的、経済的活動に活用する仕組みづくりが必要です。 ◆基幹博物館の工事、展示製作を計画通り実施するとともに、分館に指定管理者制度を導入するなど、各館の特徴に応じた再編検討を進めてきました。今後も、博物館に対する社会的ニーズの多様化（観光活用、ICT を活用した魅力発信、多言語化等）に対応するため、分館の特色を発揮するための博物館機能の強化や学芸員の資質の向上が必要です。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
（5）歴史・文化資産の保護と活用	③松本城の保存・整備と活用	・南・西外堀復元事業 （松本城の歴史的遺構の復元整備に向け、南・西外堀の史跡追加指定を行うとともに、事業用地の確保に取り組んだ。また、「水をたたえたお堀」の復元に向けた調査・研究を行った。） →「水をたたえた堀」の復元に向け、事業用地内の汚染土壌を撤去しなくてもよい方法についてのさらなる調査・研究が必要 ・石垣修理事業 （史跡松本城石垣現況調査に基づき、崩落の危険度が高い石垣のうち、本丸北外堀南面石垣を修理した。） ・堀浄化対策事業 （内・外・総堀の全面的な堆積物除去（浚渫）に向けての準備と、水質浄化に向けての薬剤散布等の取組みを進めた。） →堀総合調査実施による内・外・総堀浚渫に向けた基礎データの取得と、松本城の堀に適した浚渫工法の確認（実証実験）を行った。 実験結果から適した工法の検討が必要 ・松本城天守・黒門・太鼓門耐震対策事業 （松本城天守及び黒門・太鼓門の耐震診断と、診断結果に基づく耐震内容の検討を進めた。） →松本城天守土壁の耐震性能実験や石垣調査等の調査・研究を進めるとともに、その結果に基づく耐震補強案について、専門委員会の中で検討した。黒門・太鼓門については、診断結果に基づく耐震内容の検討を進めた。松本城の文化財的価値を損なわない耐震補強の検討が必要 ・防火設備整備事業 （松本城天守の防災体制を強化するため、早期発見、早期消火を目的とした設備の更新・新設に着手した。） ・学びの場としての活用 （松本城の歴史的、文化的価値について、天守床磨きや出前講座などにより市民等に伝えた。またテレビや雑誌などを通じ、松本城の歴史や価値について伝えた。） ・歴史資料保存事業 （松本城の保存、活用、整備のため、古文書・絵図などの歴史資料の収集や史跡の調査研究を進めた。） ・各種行事運営事業 （夜桜会や砲術演武、薪能、お城まつりなどの四季を通じての主催行事に加え、太鼓まつりや氷彫フェスティバルなどの行事に参加することで、ホスピタリティの向上に努めた。） ・松本城世界遺産登録推進事業 （日本イコモス国内委員会や海外専門家を招聘し、登録に必要な調査研究を行うとともに、世界遺産フォーラムや松本城検定クイズなど市民や子ども向けに普及啓発活動を実施しました。） →地域コミュニティと文化遺産との関係性が重要視される中、さらなる市民への普及啓発活動と世界遺産登録に係る価値について外国人にも分かりやすい説明が必要	【一般アンケート】 ・もっと活用したい又は皆に活用してほしいと思う施設について、「松本城」の割合が10.9%となっています。	・保存活用計画は、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体が作成するものであり、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。保存活用計画において、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められることとなる。（文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針） ・重要文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物(以下「文化財建造物等」という。)は、様々な部位にわたって意匠的・技術的・歴史的・学術的な価値が認められるものであり、一律的な基準に基づいて改修を進めることは困難である。しかしながら、文化財建造物等には、維持管理・定期的な補修・立地条件・使用方法などの点で、耐震上の問題を有するものがあり、地震時の安全性確保が必要である。また、文化財建造物等の地震時の安全性確保には、耐震性能向上を伴う修理事業以外にも、維持管理や使用方法の改善・周辺環境の整備・防災施設の充実なども効果があるので、これらの対策も実施するよう努める必要がある。（文化財建造物等の地震時の安全性確保に関する指針） ・市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。市町村地域防災計画で定める事項①当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、②当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画（防災計画に関する災害対策基本法の規定）	◆国宝松本城天守及び史跡松本城の保存のため、崩落の危険度が高い本丸北外堀南面石垣の修理、南・西外堀の史跡追加指定により事業用地の確保、「水をたたえたお堀」の復元に向けた堀総合調査や浚渫工法の確認を行いました。さらなる調査・研究や適した工法の検討が必要です。 ◆学びの場としての活用として、天守床磨きや出前講座などを実施するとともに、テレビや雑誌などを通じ、松本城の歴史や価値について伝えてきました。アンケート結果によると、もっと活用したい又は皆に活用してほしいと思う施設について、「松本城」の割合が1割となっています。今後も、松本城を身近な憩いの場や学びの場として活用することにより、歴史的、文化的価値を市民や観光客に伝えていくことが必要です。 ◆松本城の保存、活用、整備のため、古文書・絵図などの歴史資料の収集や史跡の調査研究を進めています。今後も、松本城の保存、活用、整備を推進するための基盤となる、古文書・絵図などの歴史資料や地下遺構などの調査研究が必要です。 ◆夜桜会や砲術演武、薪能、お城まつりなどの四季を通じての主催行事や太鼓まつりや氷彫フェスティバルなどの行事に参加して、ホスピタリティの向上に努めました。松本城は本市の重要な観光資源の一つであることから、新型コロナ感染症収束後を見据えた外国人観光客を含めたホスピタリティの更なる向上が求められます。 ◆松本城天守土壁の耐震性能実験や石垣調査等の調査・研究を進めるとともに、専門委員会で耐震補強案について検討しました。地震などの災害時における来場者の安全確保のため、天守耐震工事や防火設備の整備などの推進が必要です。 ◆松本城世界遺産登録に向けて、登録に必要な調査研究を行うとともに、世界遺産フォーラムや松本城検定クイズなど市民や子ども向けに普及啓発活動を実施しています。今後も、地域コミュニティと文化遺産との関係性が重要視される中、さらなる市民への普及啓発活動と世界遺産登録に係る価値について外国人にも分かりやすい説明が必要です。

【一般アンケート】

・ もっと活用したい又は皆に活用してほしいと思う施設について、「松本城」の割合が 10.9%となっています。

・ 保存活用計画は、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体が作成するものであり、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。保存活用計画において、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められることとなる。（文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針）

・ 重要文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物(以下「文化財建造物等」という。)は、様々な部位にわたって意匠的・技術的・歴史的・学術的な価値が認められるものであり、一律的な基準に基づいて改修を進めることは困難である。しかしながら、文化財建造物等には、維持管理・定期的な補修・立地条件・使用方法などの点で、耐震上の問題を有するものがあり、地震時の安全性確保が必要である。また、文化財建造物等の地震時の安全性確保には、耐震性能向上を伴う修理事業以外にも、維持管理や使用方法の改善・周辺環境の整備・防災施設の充実なども効果があるので、これらの対策も実施するよう努める必要がある。（文化財建造物等の地震時の安全性確保に関する指針）

・ 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。市町村地域防災計画で定める事項①当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、②当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画（防災計画に関する災害対策基本法の規定）

◆ 国宝松本城天守及び史跡松本城の保存のため、崩落の危険度が高い本丸北外堀南面石垣の修理、南・西外堀の史跡追加指定により事業用地の確保、「水をたたえたお堀」の復元に向けた堀総合調査や浚渫工法の確認を行いました。さらなる調査・研究や適した工法の検討が必要です。

◆ 学びの場としての活用として、天守床磨きや出前講座などを実施するとともに、テレビや雑誌などを通じ、松本城の歴史や価値について伝えてきました。アンケート結果によると、もっと活用したい又は皆に活用してほしいと思う施設について、「松本城」の割合が 1 割となっています。今後、松本城を身近な憩いの場や学びの場として活用することにより、歴史的、文化的価値を市民や観光客に伝えていくことが必要です。

◆ 松本城の保存、活用、整備のため、古文書・絵図などの歴史資料の収集や史跡の調査研究を進めています。今後も、松本城の保存、活用、整備を推進するための基盤となる、古文書・絵図などの歴史資料や地下遺構などの調査研究が必要です。

◆ 夜桜会や砲術演武、薪能、お城まつりなどの四季を通じての主催行事や太鼓まつりや氷彫フェスティバルなどの行事に参加して、ホスピタリティの向上に努めました。松本城は本市の重要な観光資源の一つであることから、新型コロナ感染症収束後を見据えた外国人観光客を含めたホスピタリティの更なる向上が求められます。

◆ 松本城天守土壁の耐震性能実験や石垣調査等の調査・研究を進めるとともに、専門委員会で耐震補強案について検討しました。地震などの災害時における来場者の安全確保のため、天守耐震工事や防火設備の整備などの推進が必要です。

◆ 松本城世界遺産登録に向けて、登録に必要な調査研究を行うとともに、世界遺産フォーラムや松本城検定クイズなど市民や子ども向けに普及啓発活動を実施しています。今後も、地域コミュニティと文化遺産との関係性が重要視される中、さらなる市民への普及啓発活動と世界遺産登録に係る価値について外国人にも分かりやすい説明が必要です。

第 3 次松本市教育振興基本計画の策定に向けた課題

基本施策	施策の方針	第 2 次計画の成果と課題	各種データ等調査結果	国の新たな方向性	第 3 次計画に向けた課題
(6) 教育委員会の機能の充実	①開かれた会議運営と市民意見の反映	・地区の皆さんと語る会 ・移動教育委員会 ・他団体との意見交換等 →地区の皆さんと語る会は、誰もが気軽に参加できる雰囲気づくりのために、周知や参加者募集にさらなる検討が必要 コロナ禍において移動教育委員会や他団体との意見交換が制限されたため、どんな状況下でも開かれた意見交換ができるようリモート開催ができる規約の改正を行った。実際の運用での課題を今後研究する。		・地域の多様な関係者（学校, 教育委員会, 大学, 企業, NPO, 社会教育施設など）の協働により, ESD（持続可能な開発のための教育）の実践・普及や学校間の交流を促進するとともに, ESD の深化を図る。（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）	◆教育委員会の会議の公開を始め、地域に向いての移動教育委員会の開催など、開かれた会議運営に向けて取り組んでいます。会議開催の頻度、時間、場所などを工夫し、より柔軟な会議運営に努めるとともに、教育行政についての課題の検討や研究の結果など、会議結果を丁寧に伝える取り組みが重要です。 ◆市民と教育委員が様々な教育課題について意見交換を行う「地区の皆さんと語る会」や他団体との意見交換等を実施しています。誰もが気軽に参加できる雰囲気づくりのために、周知や参加者募集にさらなる検討が必要です。